

官報

号外
平成二十一年六月十六日

○第七十一回 衆議院會議録 第三十九号

平成二十一年六月十六日(火曜日)

議事日程 第二十六号

平成二十一年六月十六日

午後一時開議

第一 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

核兵器廃絶に向けた取り組みの強化を求める決議案(小坂憲次君外十二名提出)

議案(小坂憲次君外十二名提出)

日程第一 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)
去る九日に厚生労働委員長から中間報告があった臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案(第百六十四回国会、中山太郎君外五名提出)、臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案(第百六十四回国会、石井啓一君外一名提出)、臓器の移植に関する法

律の一部を改正する法律案(第百六十八回国会、金田誠一君外二名提出)及び臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案(根本匠君外六名提出)の四案は委員会から直ちにこれを本会議に移し議事日程に追加して一括議題としその審議を進めるべしとの動議(谷公一君提出)
臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案(第百六十四回国会、中山太郎君外五名提出)
臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案(第百六十四回国会、石井啓一君外一名提出)
臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案(第百六十八回国会、金田誠一君外二名提出)
臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案(根本匠君外六名提出)

午後一時四分開議

○議長(河野洋平君) これより会議を開きます。

○谷公一君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

小坂憲次君外十二名提出、核兵器廃絶に向けた取り組みの強化を求める決議案は、提出者の要求のとおり、委員会の審査を省略してこれを上程し、その審議を進められることを望みます。

○議長(河野洋平君) 谷公一君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。よつて、日程第一に先立ち追加されました。

核兵器廃絶に向けた取り組みの強化を求める決議案(小坂憲次君外十二名提出)

○議長(河野洋平君) 核兵器廃絶に向けた取り組みの強化を求める決議案を議題といたします。

提出者の趣旨弁明を許します。小坂憲次君。

核兵器廃絶に向けた取り組みの強化を求める決議案
〔本号末尾に掲載〕

〔小坂憲次君登壇〕

○小坂憲次君 私は、自由民主党、民主党・無所属クラブ、公明党、日本共産党、社会民主党・市

民連合、国民新党・大地・無所属の会を代表いたしました。ただいま議題となりました核兵器廃絶に向けた取り組みの強化を求める決議案につきまして、提案の趣旨を御説明申し上げます。(拍手)
案文の朗読をもちまして趣旨の説明にかえさせていただきます。

案文を朗読いたします。

核兵器廃絶に向けた取り組みの強化を求める決議案

わが国は、唯一の被爆国として、世界の核兵器廃絶に向けて先頭に立つて行動する責務がある。他方、冷戦後の現在においても、核兵器のみならず、核爆弾搭載可能なミサイルの開発、核物質や核技術の流出、拡散等の脅威はむしろ高まりつつある。我々はこの現実を重く受け止めて、非核保有国等と連携をとり、核保有国の理解を求め、核軍縮・核不拡散の取り組みと実効性ある査察体制の確立を積極的に進めるべきである。

去る四月五日、オバマ米国大統領は「核兵器のない世界」を追求する決意を表明した。また、国連安全保障理事会も北朝鮮の核実験に対し国連安保理決議第一八七四号等で断固たる拒否の姿勢を示した。政府はこの機会を捉え、核兵器廃絶の動き、とりわけ北朝鮮の核問題を含み地域の核廃絶への対応を世界的な潮流とすべく努力しなければならない。二〇一〇年核拡散防止条約(NPT)再検討会議において、そのために主導的役割を果たすとともに、核保有国を

平成二十一年六月十六日 衆議院会議録三十九号

核兵器廃絶に向けた取り組みの強化を求める決議案
 法律及び雇用保険法の一部を改正する法律案
 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律案

二

はじめとする国際社会に働きかけ、包括的核実験禁止条約(C.T.B.T.)の早期発効や兵器用核分裂物質生産禁止(カットオフ)条約の推進など、核廃絶・核軍縮・核不拡散に向けた努力を一層強化すべきである。

右決議する。

以上であります。

何とぞ議員各位の御賛同をお願い申し上げます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 採決いたします。

本案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は可決いたしました。(拍手)

この際、内閣総理大臣から発言を求められております。これを許します。内閣総理大臣麻生太郎君。

〔内閣総理大臣麻生太郎君登壇〕

○内閣総理大臣(麻生太郎君) たゞいまの御決議に對しまして所信を申し述べます。

政府は、唯一の被爆国として、核の惨禍を二度と起こさないという強い決意から、核兵器廃絶に向けて、これまで、国際的な核軍縮・不拡散体制の強化のために、さまざまな努力を行ってきております。

その一環として、政府は、世界的核軍縮のための十一の指標を提案し、来年の早い時期に、世界的核軍縮を推進する国際社会の一致した行動を生み出すことを目的として、国際会議を主催いたします。

まず。

先般の北朝鮮による核実験の実施は、弾道ミサイル能力の増強と相まって、我が国の安全に対する重大な脅威であります。北東アジア及び国際社会の平和と安全を著しく害するものとして、断じて容認できません。また、世界的な核軍縮の機運に逆行するものです。

政府としては、国連安全保障理事会において、決議第一八七四号が全会一致で採択されたことを評価し、他の国々と連携しつつ、この安保理決議を有効ならしめるよう、適切な対応を早急に行う考えであります。

政府としては、我が国の置かれた現実を重く受けとめ、たゞいま採択されました御決議の趣旨を体し、日本の安全を確保すべく、国際的な核軍縮・不拡散体制の強化のため、決意を新たに、取り組んでまいります。(拍手)

日程第一 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(河野洋平君) 日程第一、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。厚生労働委員長田村憲久君。

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律案及び同報告書
 (本号末尾に掲載)

〔田村憲久君登壇〕

○田村憲久君 たゞいま議題となりました育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律案について、厚生労働委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、急速な少子化の進行等を踏まえ、男女ともに育児または介護をしながら働き続けることができる環境の整備を図るため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は、

第一に、事業主は、三歳までの子を養育する労働者に対して、短時間勤務及び所定外労働免除措置を講じなければならないものとする、

第二に、父母がともに育児休業を取得する場合、子が一歳二カ月に達するまでの間にそれぞれ一年間育児休業を取得できる等の特例を設けると、

第三に、法の実効性の確保のため、紛争解決の援助や調停の仕組み、企業名の公表制度及び過料を創設すること等であります。

本案は、去る四月二十一日日本委員会に付託され、翌二十二日外添厚生労働大臣から提案理由の説明を聴取いたしました。

六月十日には民主党・無所属クラブ、社会民主党・市民連合及び国民新党・大地・無所属の会の三党派より修正案が提出され、趣旨説明を聴取した後、本案及び修正案を一括議題とし、質疑に入りました。

去る十二日、三党派共同提出の修正案について撤回を許可し、質疑を終局した後、自由民主党、民主党・無所属クラブ、公明党及び社会民主党・市民連合の四党派より、紛争解決の援助等に係る規定を早期に施行するための修正案が、日本共産党より、育児休業給付等の支給率を六割に引き上げること等の修正案がそれぞれ提出され、趣旨説明を聴取し、日本共産党提出の修正案について、内閣の意見を聴取いたしました。

次いで、原案及び両修正案について採決を行い、日本共産党提出の修正案は賛成少数をもって否決され、四党派共同提出の修正案及び修正部分を除く原案はいずれも全会一致をもって可決され、本案は修正議決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対して附帯決議を付することに決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は修正であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり修正議決いたしました。

○谷公一君 去る九日に厚生労働委員長から中間報告がありました第百六十四回国会、中山太郎君外五名提出、臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案(いわゆるA案)、第百六十四回国会、石井啓一君外一名提出、臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案(いわゆるB案)、第百六十八回国会、金田誠一君外二名提出、臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案(いわゆるC案)及び根本匠君外六名提出、臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案(いわゆるD案)の四案は、委員会から直ちにこれを本会議に移し議事日程を追加して一括議題とし、その審議を進められることを望みます。

○議長(河野洋平君) 谷公一君の動議に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(河野洋平君) 起立多数。よって、動議のとおり決まりました。

臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案(第百六十四回国会、中山太郎君外五名提出)

臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案(第百六十四回国会、石井啓一君外一名提出)

臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案(第百六十八回国会、金田誠一君外二名提出)

臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案(根本匠君外六名提出)

○議長(河野洋平君) 第百六十四回国会、中山太郎君外五名提出、臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案、第百六十四回国会、石井啓一君外一名提出、臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案、第百六十八回国会、金田誠一君外二名提出、臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案、根本匠君外六名提出、臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案、右四案を一括して議題といたします。

臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案(第百六十四回国会、中山太郎君外五名提出)

臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案(第百六十四回国会、石井啓一君外一名提出)

臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案(第百六十八回国会、金田誠一君外二名提出)

臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案(根本匠君外六名提出)

(本号末尾に掲載)

○議長(河野洋平君) 厚生労働委員会における四案の審査の経過は、去る九日の中間報告のとおりであります。

四案につき討論の通告があります。順次これを

許します。三原朝彦君。

(三原朝彦君登壇)

○三原朝彦君 A案の賛成者、自由民主党の三原朝彦でございます。

もちろん、このたびの臓器移植法討論に当たっては、党派を超えてこの壇上に立ちまして、同法A案に議員諸兄姉の賛同をいただきたく、議論を進めてまいりたいと思っております。(拍手)

皆さん、あなたは座右の銘としてどのようなものをお持ちなんでしょう。私のそれは、忠恕、すなわち、誠心誠意の思いやりの意と解されているものであります。

孔子の論語に、衛の靈公第十五の中の一節、子貢問いていわく、一言にしてみても身を終わるまでこれを行うべき者ありや、子のたまわく、おのれの欲せざるところ人に施すことなかれ、こう問答がつづられてあります。

私は、みずから恕が欠けるゆえにこそ、しばしばこの子貢と孔子の問答を思い出すのであります。また、この孔子の答えは、否定を二つ使って自分の意を、思いを吐露する形をつくっておりますけれども、まことに心を抑えつつ、信念を重く伝えようという試みかと私は感じるのであります。孔子の言わんとするところは、肯定的に訳せば、つまり、おのれの欲するところを人に施さう、こういうことなのであります。現代を生きている私自身としては、むしろ、この表現の肯定的なところの方が、すっと胸に落ちるような気もいたすわけでありま。

ここに立つて、私は、何も中国の古典を論議しようというわけではないのであります。臓器移植法が国会の場にあらわれてより、はや十年余がたちました。この間、私の胸に去来する、同法を考える基本が、つまり、恕の精神、それも、肯定的に解釈をした、おのれの欲するところ人に施さう、こういうことなのであります。

今、私たちが議論しております臓器移植法改正のこの瞬間においても、だれが一番この改正を要求しているのでしょうか。それは、明らかに、病の床にあり、臓器提供を受けなければ間もなく永遠の旅立ちを余儀なくされるであろう患者の皆さんであります。私たち一人一人がこの患者の立場に立つて臓器移植法改正の是非を論ずることこそ、恕の精神にのっとるものであると私は信じております。

率直に申しましょう。もし私が患者であつたら、いましばらく生を享受したいと切望します。一方、何らかの原因で私が臨床的脳死状態になり、現代医学では明らかに不可逆性の状態にあるとすれば、私は肅々と法的脳死判定を所定どおりに行つていただくことを願いますし、その事実を既に私の家族にも伝えております。

臨床的脳死状態になり、手厚い看護を受けながらも、ただただ生命の終了を待つ身に私がなつたならば、むしろ私は、みずからの生の終えんを迎えても、私の臓器がもし人の生命の再生に役立つなら、それを喜んで受け入れたいと思います。このみずからの選択は、私の死生観と全く背馳しない

いどころか、恕の精神を生きたいと思う私の生きざまに合致しております。

先日、中山太郎議員の説明のA案は、脳死状態の患者の正常時の意思は尊重されるし、また、家族の同意なしには臨床的脳死から法的脳死に移る判定作業そのものもなされないのは明々白々なことでありますから、人の生命に対する敬意は十分に払われております。

この先にあるものが、家族が判定作業に同意したときに生ずる他者のために脳死者の生命をささげる家族の覚悟の重さ、とうとう、脳死者の臓器を移植されて再び生命の息吹をもたらされるこの受領者の感謝と感激、そして最も尊敬されるべき物言わざる臓器提供者の文字どおりの献身、この三者の崇高な共同作業により臓器移植は行われるのであり、そこにある、尊厳死にまさるとも劣らない人の愛と英知に、私は感動を覚えるものであります。

子を思う親の心は、山よりも高く、海よりも深いものがあります。それでもA案で十五歳の垣根を除去するのは、脳死状態の子を持つ親も、臓器提供がなければ短い生命を終えんさせなければならぬ子を持つ親も、どちらの立場も十分そんなくした上で出てきた結論でもあります。そうしなければ、臓器提供なしには生命を全うできない子供たちの結末は、希望のない一本道です。そこに風穴をあけようとするのは、ただただ、脳死状態の子を持つ親御さんに自発的な理解、協力をいただく以外に方法はないからであります。

年齢制限のない臓器移植が公正に実施されるためには、今以上に医師の倫理と技術の重要性が求められます。万々が一、脳死判定から臓器移植の過程で医師の行為に少しでも疑念が持たれるようなことがあつては、我が国の臓器移植医療が他の先進諸国にさらにおくれをとる結果を招来させることになるかと私は危惧するのであります。この点も強く私は主張しておきたいと思ひます。

願わくば、国民一人一人が臓器移植の重要性を理解し、常に批判的精神を保持しながら、このイバラの道を一歩また一歩前進させることを私はこいねがっております。臓器提供者には心からの感謝を、家族には英断に対する深い敬意を、そして臓器受領者には新たな人生への祝福を表現できる日がこそここで見られるよう私は希望して、臓器移植法改正A案賛成の討論を終わりたいと思ひます。

ありがとうございました。(拍手)

○議長(河野洋平君) 佐藤茂樹君。

(佐藤茂樹君登壇)

○佐藤茂樹君 佐藤茂樹でございます。

私は、臓器移植法改正案のいわゆるB案について、賛成の立場から討論をいたします。(拍手)
賛成する第一の理由は、B案は、脳死を人の死としないことであります。

現行臓器移植法では、脳死に関してさまざまな意見があることに配慮し、脳死を一律に人の死とすることは避け、本人意思に基づいて臓器提供を行う場合に限り脳死を死とすることとしました。

現行法が成立して十二年たちましたが、脳死を人の死と認める方が国民の大多数を占める状況ではなく、脳死を人の死とすることは、いまだ国民的な合意を得られておりません。

B案では、現行法の、臓器移植の場面に限り脳死は人の死であるという考え方を前提としており、評価するものであります。

なお、脳死を人の死としたとしても、この場合の脳死とは、法的脳死判定を受けた脳死であり、臓器移植の場面に限られるという説明があります。しかし、脳死を人の死と法的に位置づけることにより、これが臓器移植の場面を超えて、広く医療現場全般や社会的なさまざまな場面に影響を及ぼすことを懸念いたします。

賛成する第二の理由は、B案は、脳死からの臓器移植は本人の意思が表示されている場合に限り、自己決定原則、本人同意原則を厳守していることであります。

現行法は、脳死状態になった際には臓器提供をしてもよいという本人のとうとい自己犠牲の精神を尊重して、その場合に限り、脳死を死とみなし、臓器移植を認めたものであります。

生命は、その人固有のものであり、家族のものでもだれのものでもありません。自己の生命、自己の臓器の扱いを自分で決定することは至極当然の権利です。この自己決定権は、基本的人権の一つであり、脳死状態になったとしても、最大限に尊重されなければなりません。

本人意思が不明の場合に、家族の了解で臓器移

植を可能とするのは、この自己決定の原則から大きく外れます。さまざまな病気のために意思決定や意思表示ができない人などは、臓器提供拒絶の意思表示はできません。この人たちの自己決定権はどうなるのでしょうか。また、臓器提供拒否の意思は持っているが、拒否の意思表示をしたくない人の権利はどう守られるのでしょうか。さらに、家族の同意で臓器提供した後本人の拒否の意思が判明した場合にどうなるのでしょうか。

また、遺体を解剖等の実習用教材に提供する献体では、生前に本人が同意し、遺族が故人の意思に沿って遺体を献体として提供します。死が確定した後の献体においても、本人の生前の同意なしに家族の同意だけで献体することはできません。

脳死からの臓器提供も同じであります。本人の同意なしに家族の了解だけで臓器移植すべきではないと申し上げます。

賛成する第三の理由は、B案は、小児からの臓器提供について、段階的な着実な取り組みを目指していることであります。

B案では、臓器提供の意思が決定できる年齢を、現行法でガイドラインで決められている民法の遺言作成可能年齢の十五歳から、実態上、初等教育が終わる段階になれば意思決定できる方であると判断して、十二歳以上にしていきます。

あわせて、B案では、国及び地方公共団体により、移植医療に関する教育の充実、普及啓発等の施策を講ずることとしております。これが進めば、次の段階として、十二歳よりさらに意思決定

可能年齢を引き下げることが可能と考えています。

最大限に意思決定可能年齢を引き下げるとともに、それより下の年齢の子供からの臓器摘出については、まず諸条件を整えるべきとしています。すなわち、一、虐待を受けた子供からの臓器摘出を防止する措置、二、難しい子供の脳死判定について脳死判定基準の検証、再検討などの諸条件を整えた上で検討すべきとしています。

本年四月二十七日に発表された日本小児科学会倫理委員会の緊急見解では、「もし、いきなり年齢制限も設けず小児脳死臓器移植が行われる場合は、ほとんどの病院で基盤整備が行われていない現状においては、現場で混乱が起こることが懸念されます。したがって、数年間の期限付きでB案を施行する中で、その間に厚生労働省の主導で基盤整備をすることが望ましいと考えます。」と評価されています。

B案では、一気に臓器提供可能年齢を引き下げませんが、段階的に着実に進めることにより、小児医療の現場の混乱を避け、移植医療に対する信頼を確保し、長い目で見たときには、かえって臓器提供の機会をふやすことになると考えます。

以上、B案に賛成する主な理由を三点申し述べました。

多くの同僚議員の御賛同をお願いして、私の討論といたします。(拍手)

○議長(河野洋平君) 郡和子君。

(郡和子君登壇)

○郡和子君 民主党の郡和子です。

私は、衆法第一八号、臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案、いわゆる臓器移植法改正案のC案に賛成する立場から討論を行います。(拍手)

臓器移植法改正案については、命や倫理にかかわる重要法案で数々問題点が指摘されながら、厚生労働委員会におけるわずか八時間の審議をもって本会議で採決されようとしていることに、少なからず不安を感じ得ません。脳死は一般に人の死であるという考え方を前提としているA案の提案者の間でも、脳死の位置づけが揺れ、六条二項を修正するとの答弁まで飛び出す始末でした。このままA案が立法化されれば、さまざまな法解釈が生まれ、医療現場が混乱することは必至ではないでしょうか。

さらに、私は、今回の移植法改正の最も重要な争点は、実は、脳死が人の死かどうか以上に、本人の同意がなくても臓器を摘出してよいのかという点にあると考えています。

脳死を一律に人の死とすることについて、そもそも国民には、脳死、移植についての十分な情報もありません。そして、たとえたれもが脳死を一律に人の死として受容したとしても、脳死後の臓器摘出に本人の同意はなくてよいのかという問題です。

現行の臓器移植法では、臓器の摘出に本人同意を必須の要件としています。それは、人の身体が

不可侵であり、正当な目的と本人の意思表示がなければ何人も侵襲を加えることはできないという基本的な人権を保障するための条項であります。

この基本的な人権は、死後も尊重されなければなりません。

医学教育の解剖実習に遺体を提供することを定めた献体法は、一九八三年の制定以降、生命や身体に関する自己決定権を重視し、人間の尊厳を最大限に尊重する考えのもとで着実に普及してまいりました。だれもが一律に人の死と認める三徴候を経た後でさえ、本人の同意なしに家族が献体を決めてよいという人はどれほどいらっしゃるでしょうか。

移植を受ける権利、受けない権利、提供する権利、提供しない権利という考え方に立つとしても、その四つの権利の主体は、あくまで本人であるはずで、臓器提供における本人の意思も、同じように尊重されなければなりません。

次に、日本は、世界一身体移植に偏った国で、腎臓移植の八割以上、肝臓移植の九九％が生きている人からの提供です。その生体からの移植に何ら法的整備がなされていません。移植ツーリズムには、貧困国などで臓器を賣う生体移植や組織移植も含まれていて、国際的に厳しく批判されています。

WHOは、自国内で脳死移植をふやす努力、臓器、人体組織の売買禁止、医療機関やドナー、レシピエントの登録を行い移植の透明性と技術を高めることを求めており、これに対応する法整備で

なければならず、まさにC案は、このような移植法をつくらうというものです。

移植医療は、提供する人がいなければ成り立ちません。臓器の提供数をふやすには、国民合意と信頼性を高める努力が必要であり、これまでの臓器移植の手續に曇りがあつてはなりません。しかし、残念ながら、厚生労働大臣のもとに設置されている検証委員会は、その透明性や公開性など、十分にこたえてはいません。また、臓器提供を云々する前に、患者、家族が納得できる救命医療体制が不可欠ですが、救急医療の現場は、がけっ縁です。

C案は、脳死移植をふやす努力の妨げとなるものではありません。日本の臓器移植を、人間の尊厳と人権の保障の上に成り立たせ、前に進ませようとする案であり、もう一つの焦点である小児の移植については、小児脳死臨調を開き、幅広く合意を得ることが、回り道のようにですが、近道であると考えます。

C案への御賛同をお願いし、討論を終わらせていただきます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 野田佳彦君。

(野田佳彦君登壇)

○野田佳彦君 いろいろ悩んだあげく、登壇することとなりました野田佳彦です。

私は、いわゆるA案、B案、C案、その問題点を指摘しつつ、D案に賛成の立場で討論いたします。(拍手)

第百六十八国会以降、A案、B案、C案の各案

が提出されました。それぞれ一長一短あり、どれを選択するか、大変悩ましい限りでした。

それぞれ傾聴に値する御提案ですが、B案は、十二歳未満の脳死下での臓器提供を認めないことにより、実質的に、小児で臓器提供を求める多くの患者の救いにはなりません。

また、C案は、よって立つ哲学は明確ですが、臓器提供の機会の促進には結びつきません。

A案の主張は、ある意味で明快。WHO指針に準じる国際基準にすることで、臓器提供数の大幅な増加を目指し、現行十五歳以上の年齢制限も撤廃する内容です。私は、三案の中では、情緒的にはA案を支持する立場でした。しかしながら、A案が前提とする、脳死は人の死は、本当に社会的に受容されているかどうか、私には戸惑いがあります。

A案は、九二年に脳死臨調がおおむね合意が得られていたとした答申と、各種世論調査で六割程度が容認していることをよりどころにしています。ただ、法制定後十二年がたち、脳死移植が八十一例の実施というのは余りにも少な過ぎます。法律の問題だけではなく、この事実は、社会的に受容されていないことの証拠ではないでしょうか。

すなわち、脳死は人の死という考え方は、まだ、おおむねと言えるほど浸透していません。人の死という厳粛な事象を法律で定義すること自体も問題があるとの指摘もあり、今後の医学の進歩を踏まえた国民的議論の推移を見定める必要があ

ると考えます。そして、脳死は人の死という欧米の考え方を安易にグローバルスタンダードとみなすのではなく、日本固有の文化的特質を踏まえた日本なりのアプローチを模索すべきではないでしょうか。

A案は、この重要な概念をめぐる、委員会答弁で揺れました。

A案は、その六条二項においては、現行法を改正し、脳死は一律に人の死としています。しかしながら、提出者は答弁で、法的脳死判定を拒否できると答弁し、最終的には、六条二項の削除について、修正するのはやぶさかではないとまで答弁されています。これでは医療現場が混乱します。

A案に対する懸念の二点目は、本人意思が確認できない中で臓器提供が許されるのかという点です。

本人の意思がなくても臓器提供が可能となれば、ドナーカードが不要となる可能性すらあります。ドナーカードを普及させ、国民的議論を深めながら啓発するという、本来あるべき臓器提供の原則から離れていく可能性もあります。

そんな中で、これまでの議論を踏まえD案は提出されました。

D案は、A案が提唱する十五歳未満にも臓器移植の道を開くこと、B案やC案が掲げる、脳死は臓器移植をする際に人の死とするという概念、本人意思に基づく臓器提供の原則を堅持し、第二次脳死臨調を含むさらなる国民的な議論を喚起していこうというものであります。多くの国民のコン

センサスと納得があつてこそ脳死下での臓器提供という究極の医療行為は成り立つとD案は提唱しています。

D案は、脳死を一律に人の死とするという国民的合意がいまだ十分に得られない中で、広く国民への啓発を行い、みずからの意思で脳死下での臓器提供をしてもよいと考える方と、その臓器をもつて健康を取り戻せる方への、命のかけ橋を着実に進める法案であります。

日本人の国民性、宗教観、死生観を考えると、一足飛びの臓器移植の推進は、かえって臓器移植への不透明感、不信感を高めることになるのではないかと懸念し、D案で定める三年後の見直し時期までのさらなる議論の推進を期待するものであります。

論点、疑義の少ない部分から第一歩を踏み出し、改正すべきではないでしょうか。ただし、この改正で終わりではなく、早急に再び脳死臨調を設置し、広く国民世論を喚起しながら、何ができ、何ができないかを議論すべきであります。

以上、私は、熟慮の末、万感の思いで、D案こそが妥当であると政治判断いたしました。議員各位の賢明なる御判断のもと、D案が成案となりますようお願いし、D案に賛成する私の討論とさせていただきます。(拍手)

○谷公一君 四案の議事はこの程度にとどめ、次回の本会議においてこれを継続されることを望みます。

○議長(河野洋平君) 谷公一君の動議に御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。

よって、動議のとおり決まりました。

本日は、これにて散会いたします。

午後一時四十四分散会

出席国務大臣
内閣総理大臣 麻生 太郎君
厚生労働大臣 舩添 要一君

○議長の報告

(通知書受領)

一、去る十二日、麻生内閣総理大臣から河野議長あて、次の通知書を受領した。

内閣閣第九四号

平成二十一年六月十二日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平殿

天皇皇后両陛下のカナダ国及びアメリカ合衆国御訪問の御日程について

標記について、本日(六月十二日(金))の閣議において別紙のとおり報告されましたので、通知いたします。

(別紙)

御日程の概要

月 日	曜 日	御 日 程
七月 三日	金	東 京 御 発 オ タ ワ 御 着 (カナダ国) (オンタリオ州) ポンティアック 御 着 (ケベック州) 同 地 御 滞 在 オ タ ワ 御 着
七月 四 日	土	同 地 御 滞 在
七月 五 日	日	同 地 御 滞 在
七月 六 日	月	同 地 御 滞 在
七月 七 日	火	ト ロ ン ト 御 着 (オンタリオ州)
七月 八 日	水	同 地 御 滞 在
七月 九 日	木	同 地 御 滞 在
七月 十 日	金	バンクーバー 御 着 (ブリティッシュ・コロンビア州) ビクトリア 御 着 (ブリティッシュ・コロンビア州)
七月 十一 日	土	同 地 御 滞 在
七月 十二 日	日	バンクーバー 御 着
七月 十三 日	月	同 地 御 滞 在
七月 十四 日	火	同 地 御 滞 在
七月 十五 日	水	ホ ノ ル ル 御 着 (アメリカ合衆国) (ハワイ州オアフ島)
七月 十六 日	木	同 地 御 滞 在
七月 十七 日	金	コ ナ 御 着 (ハワイ州ハワイ島) 同 地 御 滞 在 東 京 御 着

一、去る十二日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

中小企業者及び中堅事業者等に対する資金供給の円滑化を図るための株式会社商工組合中央金庫法等の一部を改正する法律
著作権法の一部を改正する法律
(報告書受領)

一、去る十二日、内閣から次の報告書を受領した。

金融機能の再生のための緊急措置に関する法律
第五条の規定に基づく破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容等に関する報告
一、去る十二日、内閣を経由して日本銀行総裁白川方明君から、次の報告書を受領した。

日本銀行法第五十四条第一項の規定に基づく通貨及び金融の調節に関する報告書
(議席変更)

一、昨十五日、衆議院規則第十四条ただし書きにより、議長において議席を次のとおり変更した。

二六八	白井日出男君
二六九	塩谷 立君
二七〇	森 英介君
二七一	野田 聖子君
二七二	金子 一義君
二七三	石破 茂君
二七四	二階 俊博君
二七五	甘利 明君
三四七	伊藤 公介君

三五一 鳩山 邦夫君
三五二 丹羽 雄哉君
三五三 堀内 光雄君
四三〇 衛藤征士郎君

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る十一日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

農林水産委員

辞任 補欠

飯島 夕雁君	平 将明君
近江屋信広君	川条 志嘉君
斉藤斗志二君	猪口 邦子君
猪口 邦子君	近江屋信広君
川条 志嘉君	飯島 夕雁君
平 将明君	

議院運営委員

辞任 補欠

若宮 健嗣君	福岡 資麿君
福岡 資麿君	若宮 健嗣君

一、去る十二日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

外務委員

辞任 補欠

西村 康稔君	川条 志嘉君
御法川信英君	佐藤ゆかり君
鉢呂 吉雄君	逢坂 誠二君
川条 志嘉君	西村 康稔君
佐藤ゆかり君	御法川信英君
逢坂 誠二君	鉢呂 吉雄君

厚生労働委員

辞任

補欠

井上 信治君	村田 吉隆君
大野 松茂君	渡辺 博道君
木原 誠二君	平 将明君
木村 義雄君	平沢 勝栄君
清水鴻一郎君	飯島 夕雁君
とかしきなおみ君	原田 憲治君
富岡 勉君	橋本 岳君
細川 律夫君	小宮山泰子君
福島 豊君	坂口 力君
橋本 岳君	大高 松男君
飯島 夕雁君	清水鴻一郎君
大高 松男君	富岡 勉君
平 将明君	木原 誠二君
原田 憲治君	とかしきなおみ君
平沢 勝栄君	木村 義雄君
村田 吉隆君	井上 信治君
渡辺 博道君	大野 松茂君
小宮山泰子君	細川 律夫君
西村智奈美君	三井 辨雄君
坂口 力君	福島 豊君

予算委員

辞任

補欠

渡辺 博道君	鳩山 邦夫君
三井 辨雄君	川内 博史君

(特別委員辞任及び補欠選任)

一、去る十一日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
沖縄及び北方問題に関する特別委員

辞任	補欠
飯島 夕雁君	西本 勝子君
馬渡 龍治君	原田 憲治君
西本 勝子君	飯島 夕雁君
原田 憲治君	馬渡 龍治君

(議案提出)

一、去る十一日、委員長から提出した議案は次のとおりである。
北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(沖縄及び北方問題に関する特別委員長提出)
衆議院憲法審査会規程案(議院運営委員長提出)

(議案付託)

一、去る十一日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

投資の促進、保護及び自由化に関する日本国とペルー共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(条約第八号)

以上三件 外務委員会 付託

一、去る十二日、委員会に付託された議案は次のとおりである。
商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律案(内閣提出第五三三号)

一、昨十五日、委員会に付託された議案は次のとおりである。
青少年総合対策推進法案(内閣提出第四八八号)

青少年問題に関する特別委員会 付託

(議案送付)

一、去る十一日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。
北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(沖縄及び北方問題に関する特別委員長提出)

一、去る十一日、参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。
北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

一、去る十一日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。
特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法案

公文書等の管理に関する法律案

エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律案

石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律等の一部を改正する法律案

刑事に関する共助に関する日本国と中華人民共和国香港特別行政区との間の協定の締結について承認を求めるの件(第七十回国会内閣提出、本院継続審査)

領事関係に関する日本国と中華人民共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

国際通貨基金における投票権及び参加を強化するための国際通貨基金協定の改正及び国際通貨基金の投資権限を拡大するための国際通貨基金協定の改正の受諾について承認を求めるの件

国際復興開発銀行協定の改正の受諾について承認を求めるの件

沖縄科学技術大学院大学学閥法案

(議案通知書受領)

一、去る十二日、参議院から、次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。
中小企業者及び中堅事業者等に対する資金供給の円滑化を図るための株式会社商工組合中央金庫法等の一部を改正する法律案

一、去る十二日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。
著作権法の一部を改正する法律案

著作権法の一部を改正する法律案

(議案撤回)

一、昨十五日、議員からの申し出により次の議案は撤回された。
生活保護法の一部を改正する法律案(長妻昭君外六名提出)

(議案撤回通知)

一、昨十五日、次の議案は同日提出者が撤回した旨参議院に通知した。
生活保護法の一部を改正する法律案(長妻昭君外六名提出)

(質問書提出)

一、去る十一日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
舛添厚生労働大臣のB型肝炎原告への面会に関する質問主意書(山井和則君提出)
新・要介護認定基準の検証結果に関する質問主意書(山井和則君提出)

平成二十年度肝炎インターフェロン治療に関する質問主意書(山井和則君提出)

いわゆる足利事件について最高検察庁次長検事が謝罪した件に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

いわゆる飯塚事件に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

我が国の報道機関関係者がロシア政府のビザ発給を受けて北方四島に渡航した件に関する再質問主意書(鈴木宗男君提出)

国会議員の世襲に対する麻生太郎内閣総理大臣の見解に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

痴漢行為を行った検察官に対して下された処分
の妥当性等に関する再質問主意書(鈴木宗男君提出)

一、去る十二日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
ロシア側に押収されたままの第三十一吉進丸の船体返還に向けた外務省の取り組み等に関する再質問主意書(鈴木宗男君提出)

外務省職員が公務出張に際して取得したマイレージの同省における取り扱い及び公費節減効果の検証等に関する第三回質問主意書(鈴木宗男君提出)

いわゆる足利事件についての検察庁による謝罪等に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)
外務省が作成したいいわゆる「国会議員への対応マニュアル」に関する再質問主意書(鈴木宗男君提出)

在ロシア日本国大使館の新建物及び大使公邸に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)
一、昨十五日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
生活保護制度の在り方に関する専門委員会資料に関する質問主意書(山井和則君提出)

国家公務員の所管業務についての厚生労働省雇用均等・児童家庭局長の認識に関する再質問主意書(鈴木宗男君提出)

外務省におけるワインの使用等に関する第三回質問主意書(鈴木宗男君提出)

外務省職員に対する国内高級ホテルによる優遇措置に関する再質問主意書(鈴木宗男君提出)

いわゆる足利事件についての警察庁による謝罪等に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)
検察庁の信頼性に係る森英介法務大臣の見解等に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

(質問書撤回)

一、去る十二日、議員から次の質問主意書を撤回する旨の申し出があった。
舛添厚生労働大臣のB型肝炎原告への面会に関する質問主意書(山井和則君提出)

(答弁書受領)

一、去る十二日、内閣から次の答弁書を受領した。
衆議院議員照屋寛徳君提出海上自衛隊大村航空基地勤務の一等海佐に係る懲戒処分に関する質問に対する答弁書

衆議院議員照屋寛徳君提出「国立沖縄青少年交流の家」の廃止・統合に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省が保管している各種酒類に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省におけるワインの使用等に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出在ウズベキスタン大使館に配置されていた日本画の消息についての外務省の説明に関する第三回質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省が購入した絵画に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省員手帳に対する同省の認識に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省職員に対する国内高級ホテルによる優遇措置に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出政府に対して北方四島返還方針の堅持を求める意見広告に政府職員が賛同人として名を連ねている件に関する第三回質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出政府を批判する意見広告に賛同人として署名した政府職員に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出参議院予算委員会において北方四島の我が国への帰属確認を段階的に行うこととはしないとした麻生太郎内閣総理大臣の発言に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出いわゆる「三・五島論」発言に係る政府代表の説明及び内閣総理大臣の見解等に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出国家公務員の所管業務についての厚生労働省雇用均等・児童家庭局長の認識に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省が作成したいいわゆる「国会議員への対応マニュアル」に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省が作成した「鈴木宗男衆議院議員からの依頼等に対する対応振り」に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省におけるタクシー券の使用状況等に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出北朝鮮の金正日総書記の後継者に係る情報に関する質問に対する答弁書

平成二十一年六月二日提出
質問 第四八七号

海上自衛隊大村航空基地勤務の一等海佐に係る懲戒処分に関する質問主意書

提出者 照屋 寛徳

海上自衛隊大村航空基地勤務の一等海佐に係る懲戒処分に関する質問主意書

二〇〇九年一月三十一日号の『週刊現代』に、『海上自衛隊幹部のモラルなき泥沼ダブル不倫』と題するジャーナリスト三宅勝久氏の署名記事が掲載されている。同記事の内容によると、問題の海上自衛隊大村航空基地勤務(当時)の一等海佐T氏(五十五歳)のダブル不倫は、単なる不倫にとどまらない。T氏は、海上自衛隊幹部としての自らの任務を不倫相手の女性に教え、また職権を濫用して自衛隊官舎に入居させ、デートに際しては自衛隊幹部の特権により米軍基地内にある娯楽施設を利用する等、問題視すべき重大な不正行為を繰り返している。

近年、海上自衛隊の不祥事が続発する中で、昨年三月には、海上自衛隊トップの吉川栄治海上幕僚長が、その責任を問われ更迭されるという事態

に至ったことは記憶に新しい。にもかかわらず、T氏は、一ヶ月の減給という極めて軽い懲戒処分に終わっている。

以下、質問する。

一 防衛省・海上自衛隊は、ジャーナリスト三宅勝久氏が『週刊現代』(二〇〇九年一月三十一日号)署名記事で指摘した当時の海上自衛隊大村航空基地・基地隊司令T氏(一等海佐、五十五歳)に対し、いつ、いかなる懲戒処分を付したのか、処分の期間と内容(減給処分であれば減給額を含む)を具体的に示されたい。また、係る懲戒処分を付した理由とその法的根拠を明らかにした上で、海上自衛隊幹部であるT氏のとった不適切な行動に対する政府の見解を示されたい。

二 T氏の懲戒処分は、報道発表されているのか。防衛省の懲戒処分の公表基準を示した上で明らかにされたい。

三 『週刊現代』記事内にある事実、すなわちT氏が不倫相手の女性に海上自衛隊内部の情報を漏洩し、また、自衛隊官舎や米軍基地内の娯楽施設を不正に利用したことは、T氏が懲戒処分を付された理由になったのか。仮に、それらの事実が懲戒処分の理由にならなかったのであれば何故かを明らかにした上で、T氏に対する懲戒処分の是非について政府の見解を示されたい。

四 T氏は、『週刊現代』発売日の二〇〇九年一月十九日付で海上自衛隊八戸航空基地に異動になつていようである。T氏の異動は、懲戒処

分の一環としてのいわゆる左遷か、それとも通常の転勤なのか、異動の内示日を示した上で政府の見解を明らかにされたい。

五 T氏の海上自衛隊八戸航空基地への異動にあたっては、いかほどの費用が支払われているのか。旅費及び引越した代など詳細な費用と金額を明らかにした上で、係る支出の妥当性について政府の見解を示されたい。

六 現在のT氏の役職、階級、勤務地、任務内容を明らかにされたい。すでに海上自衛隊八戸航空基地から異動しているのであれば、異動日及び異動の内示日と異動に際しての旅費及び引越した代などの詳細な費用と金額を明らかにした上で、異動になった理由を示されたい。

内閣衆質一七一第四八七号
平成二十一年六月十二日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平 殿

衆議院議員照屋寛徳君提出海上自衛隊大村航空基地勤務の一等海佐に係る懲戒処分に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員照屋寛徳君提出海上自衛隊大村航空基地勤務の一等海佐に係る懲戒処分に関する質問に対する答弁書

一から六までについて

防衛省として、職員に対する処分の公表に当

たつては、「懲戒処分の公表基準について」(平成十七年八月二日付け防人一第五九九六号事務次官通達)を踏まえ、個人が識別されない内容のものとするを基本としている。その他のお尋ねについては、これを明らかにすることにより、特定の個人が識別されるおそれがあることから、お答えすることは差し控えたい。

平成二十一年六月二日提出
質問 第四八八号

「国立沖縄青少年交流の家」の廃止・統合に関する質問主意書

提出者 照屋 寛徳

「国立沖縄青少年交流の家」の廃止・統合に関する質問主意書

沖縄県島尻郡渡嘉敷村は、沖縄海岸国定公園に指定され、ラムサール条約にも登録される慶良間諸島海域に位置する。同村にある「国立沖縄青少年交流の家」及び「青少年自然の家」(以下、同施設という)は、一九七二年五月、沖縄の本土復帰を記念し、平和の願いと次世代を担う青少年への期待を込めた教育施設として、米軍のミサイル基地跡に設立された。以来、同施設は、沖縄県民はもとより、全国の青少年の宿泊体験活動や平和学習の場として利用されており、その歴史的意義、果たしている役割は大きい。

ところが、同施設は、二〇〇七年十二月二十四日に閣議決定された「独立行政法人整理合理化計画」(以下、「整理合理化計画」という)において、

宿泊室のみの稼働率を理由に廃止・統合の対象とされた。その後、沖縄県及び渡嘉敷村は、同施設の廃止が地域振興に大きな打撃を与えるものと危惧し、政府に対して存続の要請を重ねてきたところである。

以下、質問する。

一 同施設の過去三年度分の稼働率を宿泊室、海洋研修場(以下、キャンプ場という)、スポーツ施設の別に明らかにされたい。また、全国の「国立青少年交流の家」の平均稼働率(過去三年度分)を列挙した上で、同施設の稼働状況に対する政府の見解を示されたい。

二 「整理合理化計画」において、宿泊室の稼働率のみを廃止・統合の指標としている理由を示されたい。

三 同施設では、宿泊室に限らず、キャンプ場に宿泊する利用者も多い。そのため、宿泊室のみの稼働率では、廃止・統合検討の指標として不適切であり、全国の同様の施設における稼働率と単純比較できないと考えるが政府の見解を示されたい。

四 キャンプ場での宿泊研修、無人島での海洋体験研修など、同施設の利用状況を総合的に勘案できるような指標を新たに設定した上で、「整理合理化計画」を抜本的に見直すべきだと考えるが政府の見解を示されたい。

五 二〇〇八年七月一日に閣議決定された「教育振興基本計画」では、小学校の長期自然体験活動の必要性が示されている。さらに、内閣府

に設置された経済財政諮問会議の「経済財政運営と構造改革に関する基本方針二〇〇四」の提言、及び二〇〇八年の「青少年育成施策大綱」では、青少年教育施設等における体験活動の推進が国の施策として強く打ち出されている。また、同施設は、内閣府の進める「アジア青年の家」事業でも使用され、日本とアジアを結ぶ国際交流の拠点として重要な役割を果たしているところである。にもかかわらず、「整理合理化計画」で同施設の廃止・統合を検討することは、上記方針と矛盾し、国の政策として一貫性を欠くものだと考えるが政府の見解を示されたい。

右質問する。

内閣衆質一七一第四八八号

平成二十一年六月十二日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員照屋寛徳君提出「国立沖縄青少年交流の家」の廃止・統合に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員照屋寛徳君提出「国立沖縄青少年交流の家」の廃止・統合に関する質問に対する答弁書

一 について

お尋ねの「国立沖縄青少年交流の家」の宿泊室稼働率(年間利用宿泊室数を年間開設宿泊室数

で除し、百分率で表したものをいう。以下同じ。)

平成十八年度が三十一・二パーセント、平成十九年度が三十四・九パーセント、平成二十年度が四十五・一パーセントであり、キャンプ場稼働率(キャンプ場の年間利用日数を年間開設日数で除し、百分率で表したものをいう。以下同じ)は、平成十八年度が八十・七パーセント、平成十九年度が七十・八パーセント、平成二十年度が九十・三パーセントである。スポーツ施設の稼働率については、全国の「国立青少年交流の家」には様々な種類のスポーツ施設が設置されており、各施設に共通して設置され、その比較が可能な体育館についてお示しすると、体育館稼働率(体育館の年間利用日数を年間開設日数で除し、百分率で表したものをいう。以下同じ)は、平成十八年度が七十四・六パーセント、平成十九年度が七十一・七パーセント、平成二十年度が八十八・五パーセントである。

また、全国の「国立青少年交流の家」の宿泊室稼働率は、平均で、平成十八年度が五十二・九パーセント、平成十九年度が五十五・四パーセント、平成二十年度が五十六・八パーセントである。キャンプ場稼働率は、平均で、平成十八年度が六十一・二パーセント、平成十九年度が六十・八パーセント、平成二十年度が六十四・六パーセントである。体育館稼働率は、平均で、平成十八年度が七十二・六パーセント、平成十九年度が七十九・八パーセント、平成二十

年度が七十九・七パーセントである。

「国立沖縄青少年交流の家」の宿泊室稼働率、キャンプ場稼働率及び体育館稼働率は、平成二十年度においては、平成十八年度及び平成十九年度と比べて相当程度上昇しているが、これは、同施設がその向上に取り組んだ結果であると認識している。また、地域により状況が異なることから、単純に比較することはできないが、全国の「国立青少年交流の家」と比較すると、宿泊室稼働率については、過去三年間を通して全国平均より低いが、その差は縮小しており、キャンプ場稼働率については、過去三年間を通して全国平均より高く、また、体育館稼働率については、平成十八年度及び平成二十年度において全国平均より高い状況にある。

なお、「青少年自然の家」は、沖縄県島尻郡渡嘉敷村にはない。

二から四までについて

御指摘の「整理合理化計画」においては、「国立青少年交流の家」及び「国立青少年自然の家」については、青少年教育事業の実施状況や稼働率等を基に有用性・有効性等を総合的に検証することとしており、宿泊室の稼働率のみを廃止・統合の指標としているものではない。

また、稼働率についても、青少年教育事業を実施するために保有する施設全般の稼働率を意味するものである。

したがって、「整理合理化計画」を抜本的に見直すべきとは考えていない。

五について

政府としては、「国立沖縄青少年交流の家」については、御指摘の「教育振興基本計画」等を踏まえつつ、「整理合理化計画」に基づき、その在り方を総合的に検証していくこととしており、「国の政策として一貫性を欠く」との御指摘は当たらないと考える。

平成二十一年六月二日提出
質問 第四八九号

外務省が保管している各種酒類に関する質問
主 意 書

提出者 鈴木 宗男

外務省が保管している各種酒類に関する質問
問 主 意 書

一 現在外務省は、飯倉公館に約七千本のワインを保管していると承知するが、ワイン以外の酒類（以下、「ワイン以外の酒類」という。）で、外務省が保管しているものにどの様なものがあるか、その種類を全て明らかにされたい。

二 「ワイン以外の酒類」の各種類につき、①現時点での外務省における総保管数並びに銘柄ごとの保管数、保管場所、②過去五年間における購入本数、③過去五年間における購入費用、④過去五年間における種類ごとの購入先をそれぞれ明らかにされたい。

三 二の④につき、その購入先はどのような経緯で決められたものか説明されたい。

四 外務省において、「ワイン以外の酒類」はどのような用途に使われているか。また、それは適正であるか。

右質問する。

内閣衆質一七一第四八九号

平成二十一年六月十二日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省が保管している各種酒類に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省が保管している各種酒類に関する質問に対する答弁書

一及び二について

外務省においては、平成二十一年六月八日時点で、飯倉別館等において百五十二本の「ワイン以外の酒類」を保有しており、その内訳は日本酒四本、ビール六十本及びその他洋酒八十八本である。また、平成十六年度から平成二十年度までに外務本省において購入した日本酒は百九十五本、購入金額は約九十万円、ビールは千九百七十二本、購入金額は約五十五万円、その他洋酒は三百六十九本、購入金額は約八十二万円である。日本酒は有限会社鈴木伝、株式会社橋和屋及び有限会社鈴木商店、ビール及びその他

洋酒は株式会社橋和屋及び有限会社鈴木商店から購入している。

三について

酒類の品揃え、購入価格等を勘案して選定した酒類販売店から購入している。

四について

公務の目的のため適正に使用されている。

平成二十一年六月二日提出
質問 第四九〇号

外務省におけるワインの使用等に関する再質問
主 意 書

提出者 鈴木 宗男

外務省におけるワインの使用等に関する再質問
問 主 意 書

「前回答弁書（内閣衆質一七一第四三九号）を踏まえ、再質問する。

一 過去の答弁書において、二〇〇八年度に外務省が購入したワインの本数及び銘柄、銘柄毎の単価が明らかにされているが、右のワインにつき、先の質問主意書で、その用途について問うことは差し控えるところ、二〇〇八年度に外務省が購入したワインにつき、現時点でどの銘柄の物が何本使われ、何本残っているか、国民に対して明らかにされたいと問うたところ、外務省は「お尋ねの具体的な使用状況については、外交儀礼上の問題が生じるおそれがあることから、お答えすることは差し控えたい。」との答弁

をしている。前回質問主意書で、ワインの用途を明らかにするのではなく、ただワインの消費状況を明らかにするだけで、なぜ「外交儀礼上の問題が生じるおそれがある」となるのか、外務省がそう考える根拠につき問うたところ、

「前回答弁書」では「ワインの具体的な使用状況に関する情報と既に公になっている情報等を重ね合わせることで、外交儀礼上の問題が生じるおそれがある」との答弁がなされている。右答弁にある「既に公になっている情報等」とは具体的に何を指すのか、詳細な説明を求める。

二 本年四月二十一日の政府答弁書（内閣衆質一七一第三〇五号）で明らかにされている様に、

現在外務省において約七千本のワインが保管されていると承知するが、外務省を除く他の省庁で、同省同様、ワインを保管しているところはあるか。あるのならば、省庁毎に現時点における総保管数を明らかにされたい。

三 外務省において保管している約七千本のワインの管理維持に係る費用はいくらか。

四 外務省において保管しているワインが、うつかり落として破損してしまう等の故意ではない事由により破損された事例は過去にあるか。

五 四の事例以外に、例えばワインの管理を担当する外務省職員の不注意、怠慢により、賞味期限が過ぎて痛む等の理由により、同省において保管しているワインが、実際に使用されることなく廃棄されたという事例は過去にあるか。

六 四と五の事例が発生した場合、外務省においてどの様な記録を残すことが義務付けられているか。

七 そもそも外務省において、約七千本ものワインを保管している理由は何か。外務省は一の答弁を含む過去の答弁書でも、同省が保管しているワインを具体的にどの様な用途に使っているのか、詳細を明らかにしようとしていないが、例えば我が国を訪問した外国の要人との食事会等でワインを使用するにしても、その様な会食の日程は急遽決定されるのではなく、事前に決められることが多いのであり、会食の日程が決まる毎にワインを購入すれば良いのであって、その管理維持に三の費用をかけてまで、普段より約七千本もの数多くのワインを常時保管する必要はないのではないか。

八 外務省において保管している約七千本のワインの購入先を全て明らかにされたい。

九 八の購入先はどの様な経緯で決められたものであるのか説明されたい。

内閣衆質一七一第四九〇号

平成二十一年六月十二日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省におけるワインの使用等に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省におけるワインの使用等に関する再質問に対する答弁書

一について

諸外国の要人の本邦における滞在日程等である。

二について

外務省を除く他の省庁において、外務省と同様にワインを保存している省庁は宮内庁が約七千本、内閣官房が約千四百本である。

三について

外務省において保存しているワインの維持・管理に要する費用を算出することは困難である。

四から六までについて

外務省において把握している範囲では、お尋ねのような事例は確認されていないが、そのような事例があった場合には、物品管理法(昭和三十一年法律第百十三号)等の関連法令上必要とされる事項を物品管理簿等に記載又は記録することとなる。

七について

年間を通じての諸外国要人の本邦訪問は多岐にわたり、具体的な滞在日程等が来日直前まで確定しない場合も多いため、常に対応できるように一定の質及び量のワインを保存することが必要である等の事情があるからである。

八及び九について

は品質保持の面で信頼し得る業者としている。平成十六年以降の購入先は、株式会社都貿易、銀座屋酒店、株式会社カーヴ・ド・リラックス及びエノテカ株式会社である。

平成二十一年六月二日提出
質問 第四九一号
在ウズベキスタン大使館に配置されていた日本画の消息についての外務省の説明に関する第三回質問主意書

提出者 鈴木 宗男

在ウズベキスタン大使館に配置されていた日本画の消息についての外務省の説明に関する第三回質問主意書

「前回答弁書」(内閣衆質一七一第一五四号)を踏まえ、再度質問する。

一 外務省が一九九二年に購入し、在ウズベキスタン大使館(以下、「大使館」という。)に配置された後に所在がわからなくなった日本画「潮の舞」に関し、これまでの答弁書で、「潮の舞」の消息を調べるべく調査(以下、「調査」という。)が行われていると承知する。現時点で、「潮の舞」の消息について、何らかの情報を得られているか。

二 「前回答弁書」では「御指摘の報告は公電でなされており、昨年六月五日に外務省において受信している」との答弁がなされているが、「大使館」から外務本省に対する「調査」及び「潮の舞」の消息に関する報告は、直近でいつなされているか、また、当該報告に係る公電は、直近でいつ外務本省に到着しているか、それぞれ具体的な日にちを明らかにされたい。

三 「大使館」は「潮の舞」の消息を明らかにすべく、ウズベキスタン当局に協力を要請していると承知するが、同当局より「大使館」に対して「潮の舞」に係る報告が直近でなされたのはいつか。

四 「潮の舞」の消息に関し、「大使館」はウズベキスタン当局とどの程度の頻度で打ち合わせを行ってきたか。本年一月一日以降につき、その回数を明らかにされたい。

五 四の打ち合わせについての文書は作成されているか。

六 四の打ち合わせに出席した「大使館」側の人物の官職氏名を明らかにされたい。

七 「調査」を行い、「潮の舞」の消息を明らかにすることにに対し、「大使館」ははじめ外務省は十分な意欲を有しているか。

右質問する。

内閣衆質一七一第四九一号

平成二十一年六月十二日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出在ウズベキスタン大使館に配置されていた日本画の消息についての外務省の説明に関する第三回質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出在ウズベキスタン大使館に配置されていた日本画の消息についての外務省の説明に関する第三回質問に対する答弁書

一から七までについて

お尋ねについては、先の答弁書（平成二十一年三月六日内閣衆質一七一第一五四号）四及び五について等述述べたとおり、ウズベキスタン当局（以下「当局」という。）への要請等の方法により、引き続き調査を行っている。当局との連絡に関しては、当局との関係等もあり、お答えすることは差し控えたい。在ウズベキスタン日本大使館から外務省に対し、平成二十一年五月二十一日に公電で直近の報告がなされているが、「潮の舞」の所在に関する有力な情報は得られていない。

平成二十一年六月二日提出
質問 第四九二号

外務省が購入した絵画に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

外務省が購入した絵画に関する質問主意書
一 過去三年間において、外務省が新たに購入し、在外公館に配置した絵画にはどのようなものがあるか、その購入金額、購入先、購入理由、配置先と併せて全て明らかにされたい。

二 一の絵画の維持管理は適切になされている

か。

三 外務省が一九九二年に購入し、在ウズベキスタン大使館に配置された日本画「潮の舞」が、その後いつの間にか誰も知らないうちに同大使館から消えてなくなったという事例があるが、一の絵画のうち、右の「潮の舞」と同様に、その所在がわからなくなったものはあるか。
右質問する。

内閣衆質一七一第四九二号

平成二十一年六月十二日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省が購入した絵画に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省が購入した絵画に関する質問に対する答弁書

一から三までについて

御指摘の期間、外務省が新たに購入し、在外公館に配置した絵画はない。

平成二十一年六月二日提出
質問 第四九三号

外務省員手帳に対する同省の認識に関する再質問主意書

提出者 鈴木 宗男

外務省員手帳に対する同省の認識に関する再質問主意書
「前回答弁書」（内閣衆質一七一第四四三号）を踏まえ、再質問する。

一 外務省において、かつて発行されていた外務省員手帳につき、「前回答弁書」では「職員が勤務に際して参考にするため作成・配布したものである。」と、その配布目的の説明がなされているが、同時に「手帳の必要性等につき見直した結果、現在は作成しておらず、当面作成する予定もない。」との答弁がなされている。同省として、同手帳を作成しなくなったのはいつからか明らかにされたい。

二 一の答弁には「手帳の必要性等につき見直した結果、現在は作成しておらず、当面作成する予定もない。」とあるが、右は要するに、外務省として、外務省員手帳を発行し、同省職員に配布する必要性が現在ではなくたと認識しているということか。

三 二で、外務省として、外務省員手帳を発行し、同省職員に配布する必要性が現在ではなくたと認識しているのなら、そう認識するに至った理由は何が説明されたい。

四 外務省員手帳が発行されなくなつてから、新たに同省に入省した職員に対して、勤務に際して参考とするため、同手帳に代わるものとして何か配布されているものはあるか。

五 四で、あるのなら、それはどのようなものか説明されたい。
右質問する。

内閣衆質一七一第四九三号

平成二十一年六月十二日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省員手帳に対する同省の認識に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省員手帳に対する同省の認識に関する再質問に対する答弁書

一について

平成十六年以降は作成していない。

二から五までについて

先の答弁書（平成二十一年六月二日内閣衆質一七一第四四三号）三から五までについてでお答えしたとおり、手帳の必要性等につき見直した結果、作成していない。新たに入省した職員に対しては、種々の機会を通じてそれぞれの担当部署から必要な情報が提供されている。

平成二十一年六月二日提出
質問 第四九四号

外務省職員に対する国内高級ホテルによる優遇措置に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

外務省職員に対する国内高級ホテルによる優遇措置に関する質問主意書

一 「政府答弁書」（内閣衆質一六四第一二三号）では、外務省在外職員に関して、割引に特命全権

大使・公使(宿泊数の制限なし)、その他の在
職員(宿泊数、一週間以内)との条件をつけ、そ
の上で特別価格で宿泊を提供している都市ホテ
ルがあるか、同省在外職員に対して、その身分
を事前に告げ、予約することで五十パーセント
の割引率を定めているホテルがあるか、右の同
省在外職員のためのホテルの割引料金につい
て、その予約方法や割引率について同省が作成
した文書が存在するかとの問いに対し、「外務
省として、御指摘のホテルがあるとは承知して
いない。」との答弁がなされているが、右答弁
は、その様なホテルがないか、事実関係を予め
調査した上での答弁か。

二 例えば外務省員手帳の二〇〇三年度版に、

- ①本省職員・在外職員・同伴家族、②本省職
員・在外職員・家族、③本省職員・同伴家族、
④在外職員・同伴家族、⑤本省職員、⑥在外職
員と、同省職員並びにその家族を分類した上
で、「○赤坂プリンスホテル ②一名利用一万
九千八百三十五円、二名利用二万三千三百
円、○帝国ホテル ④一名利用二万三千三百
円、二名利用二万六千八百七十七円、○ホテ
ル・ニュー・オータニ ③一名利用二万六千九
百九十六円、二名利用三万三千六百六十四
円、④一名利用一万六千九百四十七円、二
名利用二万七千九百九十円」などと、その割引後
の料金について記した箇所があると承知する
が、確認を求める。

三 二の記述があることが事実ならば、それは一
の答弁と矛盾するものであると考えるが、外務

省の見解如何。
四 二の割引後の料金は、現在も有効であるか。
右質問する。

内閣衆質一七一第四九四号
平成二十一年六月十二日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省職員に対する
国内高級ホテルによる優遇措置に関する質問に
対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省職員に対
する国内高級ホテルによる優遇措置に関す
る質問に対する答弁書

一について

お尋ねのとおりである。

二から四までについて

個々のホテルに関するお尋ねについては、公
にすることにより、そのホテルの競争上の地位
等を害するおそれがあるため、外務省として明
らかにすることは差し控えたい。

平成二十一年六月三日提出
質問 第四九五号

政府に対して北方四島返還方針の堅持を求め
る意見広告に政府職員が賛同人として名を連
ねている件に関する第三回質問主意書

提出者 鈴木 宗男

政府に対して北方四島返還方針の堅持を求
める意見広告に政府職員が賛同人として名
を連ねている件に関する第三回質問主意書

本年四月十七日の毎日新聞に、谷内正太郎政府
代表が毎日新聞社のインタビューを受け、北方領
土問題につき、「個人的には三・五島でもいいと
考えている」と、谷内代表として、齒舞、色丹、
国後、択捉の我が国への帰属を確認し、ロシアと
の平和条約を締結するという従来の政府方針と異
なり、北方四島の面積を折半するという方法を
もって、同問題の最終的解決を目指すべきとの発
言(以下、「谷内発言」という。)をしたと報じた記
事が掲載されている。本年五月十一日付の産経新
聞八面に、「谷内発言」を受け、日口関係の有識者
や元島民らが代表者、賛同人として名を連ねた、
「緊急アピール 対露領土交渉の基本的立場を崩
してはならない」と題する意見広告(以下、「意見
広告」という。)が掲載されている。「意見広告」で
は「日本政府の首脳が、初めて四島返還という対
露外交の基軸を否定するかのとき発言をしたわ
けです。」「麻生首相や谷内政府代表の発言は、
あまりにも軽率な発言であると言わざるを得ませ
ん。」「わたくしどもは、政府の首脳および一部
関係者の一連の不用意な発言を深く憂慮し、これ
らの発言によって日本の国益が取り返しのつか
ない損失を蒙ることのないように、日本政府が対露
外交の原点を再確認して、今後その基本的立場を
堅持することを強く求めます。」等と、「谷内発言」
を行った谷内代表はじめ、麻生太郎内閣総理大
臣、政府に対する批判がなされているが、それに

小川郷太郎外務省参事・イラク復興支援担当大使
が賛同人として名を連ねているところ、前々回質
問主意書で、政府を批判する広告に現職の政府職
員である小川氏が賛同人として名を連ねることは
適切であるかと問うたところ、「前々回答弁書」
(内閣衆質一七一第三九二号)では「政府として
は、御指摘の意見広告は、北方領土問題に関する
我が国の基本的立場に対する強い支持を示したも
のと認識しており、外務省職員が署名者として御
指摘の意見広告に参加したことについて、特段の
問題はないものと考えている。」との答弁がなされ
ている。右と「前回答弁書」(内閣衆質一七一第四
四二号)を踏まえ、再度質問する。

一 支持の定義如何。

二 前文で触れた様に、政府は「意見広告」につい
て「前々回答弁書」で「政府としては、御指摘の
意見広告は、北方領土問題に関する我が国の基
本的立場に対する強い支持を示したものと認識
している」旨の答弁をしている。前回質問主意
書で、「意見広告」の具体的な文言を一つ一つ取り
上げ、その内容は政府の認識と同じであるかと等
と問うたが、「前回答弁書」では「御指摘の意見
広告は、民間団体の呼びかけにこたえた有志に
よるものであり、その具体的な記述内容の逐一
について政府として論評することは差し控え
たい。」との答弁がなされ、政府として、「意見
広告」の具体的な各記述について論評すること
を避けている。では政府として、何を根拠に
「前々回答弁書」において、「意見広告」が「北方
領土問題に関する我が国の基本的立場に対す

る強い支持を示したものとする答弁をしたのか。前回質問主意書で触れた様に、「意見広告」には例えば「わたくしどもは、わが国政府の首脳および一部関係者の日露関係、北方領土問題に関する最近の言動に深刻な懸念を抱き、これを主権国家としてのわが国の存立基盤を掘り崩しかねない由々しい事態であると受け止めています。」「麻生首相や谷内政府代表の発言は、あまりにも軽率な発言であると言わざるを得ません。」「わたくしどもは、政府の首脳および一部関係者の一連の不用意な発言を深く憂慮し」等、政府最高首脳である麻生太郎内閣総理大臣を名指しし、その発言は軽率である等、政府を強く非難する文言が数カ所見られるが、それでも政府が「意見広告」を「北方領土問題に関する我が国の基本的立場に対する強い支持を示したものと認識している具体的根拠を明らかにされたい。

三 論評の定義如何。

四 二の「前回答弁書」の答弁にある様に、政府は「意見広告」の具体的な各記述について論評することは差し控えるとしているが、「前々回答弁書」にある「政府としては、御指摘の意見広告は、北方領土問題に関する我が国の基本的立場に対する強い支持を示したものと認識している」との答弁や、「前回答弁書」にある「御指摘の意見広告は、民間団体の呼びかけにこたえた有志によるもの」との答弁は、まさに政府による「意見広告」の論評ではないのか。また、本年五月十五日の政府答弁書（内閣衆質一七一第三七

一号）で「同大臣から御指摘のアピールの代表署名者のうち、一で御指摘の者を除く複数の者に對し、御指摘のアピールの原案に記述されていた内容について、事実と異なる点があることを指摘した」との答弁がなされている様に、中曽根弘文外務大臣が「意見広告」の呼びかけ人の一人（当方が得た情報では袴田茂樹青山学院大学教授）に對して、「意見広告」の内容について電話で事実と異なる点があるとして修正を求めたことが明らかになっている。右の様に事実と異なる点があると指摘することも、政府として「意見広告」について論評を行ったことに他ならないと考えるが、確認を求める。

五 政府として「意見広告」の全体の趣旨について論評をしておきながら、「前回答弁書」に「その具体的な各記述内容の逐一について政府として論評することは差し控えたい。」とある様に、その具体的な各記述についての論評を避けるのはなぜか。「意見広告」に係る政府の対応がかくも矛盾している理由を説明されたい。

内閣衆質一七一第四九五号

平成二十一年六月十二日

衆議院議長 河野 洋平殿
衆議院議員 鈴木宗男君提出政府に對して北方四島返還方針の堅持を求める意見広告に政府職員が賛同人として名を連ねている件に関する第三回質問に對し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出政府に對して北方四島返還方針の堅持を求める意見広告に政府職員が賛同人として名を連ねている件に関する第三回質問に對する答弁書

一について

支持とは、一般に、ある意見、主張などに賛成して、その後押しをすることを意味するものと承知している。

二について

政府としては、御指摘の意見広告は、我が国が歴史的にも法的にも北方四島の返還を求める根拠があるとして、北方領土問題に関する我が国の基本的立場に對する強い支持を示したものと認識している。

三について

論評とは、一般に、是非善悪などを論じ批評することを意味するものと承知している。

四及び五について

先の答弁書（平成二十一年六月二日内閣衆質一七一第四四二号）一から十四までについてでは、御指摘の意見広告は、民間団体の呼びかけにこたえた有志によるものであり、その具体的な各記述内容の逐一について政府として論評することは差し控えたい旨を答弁したものであつて、政府として、御指摘のような矛盾があるとは考えていない。

平成二十一年六月三日提出
質問 第四九六号

政府を批判する意見広告に賛同人として署名した政府職員に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

政府を批判する意見広告に賛同人として署名した政府職員に関する質問主意書

本年四月十七日の毎日新聞に、谷内正太郎政府代表が毎日新聞社のインタビューを受け、北方領土問題につき、「個人的には三・五島でもいいと考えている」と、谷内代表として、歯舞、色丹、国後、択捉の我が国への帰属を確認し、ロシアとの平和条約を締結するという従来の政府方針と異なり、北方四島の面積を折半するという方法をもつて、同問題の最終的解決を目指すべきとの発言（以下、「谷内発言」という。）をしたと報じた記事が掲載されている。本年五月十一日付の産経新聞八面に、「谷内発言」を受け、日露関係の有識者や元島民らが代表者、賛同人として名を連ねた、「緊急アピール 対露領土交渉の基本的立場を崩してはならない」と題する意見広告（以下、「意見広告」という。）が掲載されている。「意見広告」では「日本政府の首脳が、初めて四島返還という対露外交の基軸を否定するかのとき発言をしたわけです。」「麻生首相や谷内政府代表の発言は、あまりにも軽率な発言であると言わざるを得ません。」「わたくしどもは、政府の首脳および一部関係者の一連の不用意な発言を深く憂慮し、これ

らの発言によつて日本の国益が取り返しにつかない損失を蒙ることのないように、日本政府が対露外交の原点を再確認して、今後その基本的立場を堅持することを強く求めます。」等と、「谷内発言」を行った谷内代表はじめ、政府の最高首脳である麻生太郎内閣総理大臣を名指しし、政府に対する批判がなされているが、それに政府職員である小川郷太郎外務省参与・イラク復興支援担当大使が賛同人として名を連ねている。右に「政府答弁書」(内閣衆質一七一第三九二号)を踏まえ、質問する。

一 「政府答弁書」では小川氏について「御指摘の者は、現在、外務省参与であり、イラク復興支援等調整業務等に従事する期間、大使の名称を与えられている。」との答弁がなされているが、同氏は国家公務員、つまり政府職員であると理解して良いか。確認を求める。

二 今次小川氏が「意見広告」に賛同人として署名することにつき、同氏より政府、特に外務省に對して事前に届出はなされていたか。もしくは、事前に政府の許可を得ていたか。

三 政府として、小川氏が「意見広告」に賛同人として署名することを事前に知っていたか、または事後に知ったのか。

四 三で、政府として事前に知っていたのなら、「意見広告」が新聞紙上に掲載されるまでに、政府より小川氏に對して何らかの意見を伝ええたか。

五 政府として、事後に知ったのなら、「意見広告」が新聞紙上に掲載されてから、小川氏に對して何らかの意見を伝ええたか。

六 二〇〇七年十二月二十一日に閣議決定された政府答弁書(内閣衆質一六八第三三八号)では、政治的活動について「政治的活動とは、政治上の主義若しくは施策を推進し、若しくは支持し、又はこれらに反対すること等を目的として行われる行為を指すものと承知している。」との定義がなされている。また同答弁書では、国家公務員、つまり政府職員が政治的活動を行う際に受ける制限について「国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)第二百一条第一項並びに人事院規則一四一七(政治的行為)第五項及び第六項の規定により、一般職の国家公務員が、お尋ねの『デモや集会などの政治的活動』に参加する際に、特定の政党を支持し又はこれに反対する等の目的(以下「政治的目的」という。)をもつて示威運動を指導すること、集会で公に政治的目的を有する意見を述べること等は禁止されている。」との説明がなされているが、政府職員が「意見広告」に賛同人として署名することは、政治的活動に該当するか。

七 「政府答弁書」で政府は、「意見広告」について「政府としては、御指摘の意見広告は、北方領土問題に関する我が国の基本的立場に対する強い支持を示したものと認識している。」旨の答弁をしているが、政府、特に外務省として、北方領土問題に関する我が国の基本的立場に對する強い支持を示しているものと認識している「意見広告」に賛同人として署名することを、小川氏を含む政府職員に奨励しているか。

八 七で、奨励していないのなら、それはなぜか。「意見広告」が「北方領土問題に関する我が国の基本的立場に對する強い支持を示したものであるのなら、政府、特に外務省として、政府職員に對して賛同人として署名することとを奨励するべきである」と考えるが、政府、特に外務省として奨励することをしていないのなら、その理由を説明されたい。

九 「意見広告」に賛同人として署名する際は、協賛金を支払う必要があると承知するが、小川氏も右の協賛金を支払っている」と理解して良いか。確認を求める。

十 小川氏が支払った協賛金は、政府、特に外務省の公金から支出されているか。それとも、小川氏が個人として支払ったものか。

十一 十で、小川氏が支払った協賛金が、政府、特に外務省の公金から支出されているものであるならば、それはどの予算項目から支出されたものであるか説明されたい。

十二 十で、小川氏が支払った協賛金が、政府、特に外務省の公金から支出されているものであるならば、それは適切な支出であるか。政府、特に外務省の見解如何。

内閣衆質一七一第四九六号

平成二十一年六月十二日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出政府を批判する意見広告に賛同人として署名した政府職員に對し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員鈴木宗男君提出政府を批判する意見広告に賛同人として署名した政府職員に對する質問に對する答弁書

一について

御指摘の者は非常勤の国家公務員である。

二から五までについて

外務省として、御指摘の意見広告が公表された後、御指摘の者が署名者として御指摘の意見広告に参加したことについて承知するに至ったが、先の答弁書(平成二十一年五月二十二日内閣衆質一七一第三九二号)一及び四から七までについてでお答えしたとおり、政府としては、外務省職員が署名者として御指摘の意見広告に参加したことについて、特段の問題はないものと考えており、御指摘の者に對して意見を伝えた事実はない。

六について

政府としては、御指摘の意見広告は、北方領土問題に関する我が国の基本的立場に對する強い支持を示すことにより、北方領土返還に向けた外交交渉を後押しすることを目的としたものと認識しており、国家公務員法(昭和二十二年

法律第二百十号)第二百一条第一項並びに人事院規則一四一七(政治的行為)第五項及び第六項の規定により禁止されている政治的行為に該当しないと考えている。

七及び八について

御指摘の意見広告は、民間団体の呼びかけにこたえた有志によるものであり、外務省として、御指摘の「政府職員に対して賛同人として署名することを奨励するべきである」といった考えは有していない。

九から十二までについて

御指摘の意見広告には、署名者の分担金に関する記述があることは承知しているが、外務省として、当該分担金を支出した事実はなく、また、御指摘の者が当該分担金を支払ったか否かについては、お答えする立場にない。

官 報 (号 外)

平成二十一年六月三日提出
質問 第四九七号

参議院予算委員会において北方四島の我が国への帰属確認を段階的に行うことはしないとした麻生太郎内閣総理大臣の発言に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

参議院予算委員会において北方四島の我が国への帰属確認を段階的に行うことはしないとした麻生太郎内閣総理大臣の発言に関する質問主意書

本年四月十七日の毎日新聞に、谷内正太郎政府

代表が毎日新聞社のインタビュウを受け、北方領土問題につき、「三島と択捉一部でも」と、谷内代表として、齒舞、色丹、国後、択捉の我が国への帰属を確認し、ロシアとの平和条約を締結するという従来の政府方針と異なり、北方四島の面積を折半するという方法をもって、同問題の最終的解決を目指すべきとも取られる見解を示したと報じた記事が掲載されたことにつき、谷内氏は同年五月二十一日の参議院予算委員会に政府参考人として出席し、釈明を行っている。また麻生太郎内閣総理大臣は右の委員会において、谷内氏の釈明の後に、北方領土交渉に係る政府の方針について「段階的にやろうとしているわけではない」旨発言(以下、「総理発言」という。)をしていると承知する。右「政府答弁書」(内閣衆質一七一第四三八号)を踏まえ、質問する。

一 「総理発言」にある「段階的」とは、具体的に北方領土交渉におけるどのようなアプローチを指し、また麻生総理としてその様なアプローチはとらないと言っているのかとの問いに対し、「政府答弁書」では「北方領土問題に関する政府の立場は、我が国固有の領土である北方四島の帰属の問題を解決してロシア連邦との間で平和条約を締結するという基本的方針を堅持しつつ、北方四島の我が国への帰属が確認されれば、実際の返還の時期、態様及び条件については柔軟に対応するというものである。御指摘の参議院予算委員会における麻生太郎内閣総理大臣の発言は、この立場を踏まえた上で、北方四島の帰属の問題を段階的に解決するという方法

は、この問題の最終的な解決に向けた交渉を加速するという日露首脳間で一致した認識と相容れないとの認識を示したものである。」との答弁がなされている。右答弁にある「北方四島の帰属の問題を段階的に解決するという方法」とは、政府、特に外務省として具体的にどのような方法であると認識しているのか説明されたい。

二 一の答弁は、要するに政府として、北方四島の実際の返還についてはその時期、態様及び条件については柔軟に対応するものの、北方四島の我が国への帰属の確認については、段階的な確認ではなく、四島全て同時の確認をロシア側に対して求めるということか。

三 二で、一の答弁が、政府として、北方四島の我が国への帰属の確認については、段階的な確認ではなく、四島全て同時の確認をロシア側に求めるということを示しているのなら、政府としていつ、どの様にして右の方針を有するに至ったのか、その経緯を説明されたい。

四 政府として、「北方四島の帰属の問題を段階的に解決するという方法」が、北方領土問題の最終的な解決に向けた交渉を加速するという日露首脳間で一致した認識と相容れないとする根拠を示されたい。

五 二で、一の答弁が、政府として、北方四島の我が国への帰属については、段階的な確認ではなく、四島全て同時の確認をロシア側に求めるというのなら、それは交渉に入る前の段階で予め結論を決めることをロシア側に求めることと

同じである。我が国として、最終的に北方四島全ての我が国への帰属の確認を目指すことは当然であるが、我が国側が全くリスクを負わない形では、そもそもロシア側が交渉に応じることではなく、交渉を始めることができないのではないか。政府、特に外務省の見解如何。右質問する。

内閣衆質一七一第四九七号
平成二十一年六月十二日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出参議院予算委員会において北方四島の我が国への帰属確認を段階的に行うことはしないとした麻生太郎内閣総理大臣の発言に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員鈴木宗男君提出参議院予算委員会において北方四島の我が国への帰属確認を段階的に行うことはしないとした麻生太郎内閣総理大臣の発言に関する質問に対する答弁書

一から五までについて

北方領土問題に関する政府の立場は、我が国固有の領土である北方四島の帰属の問題を解決してロシア連邦との間で平和条約を締結するという基本的方針を堅持しつつ、北方四島の我が国への帰属が確認されれば、実際の返還の時

期、態様及び条件については柔軟に対応するというものである。また、政府としては、先の答弁書平成二十一年六月二日内閣衆質一七一第一四三八号一から四までについてでお答えしたとおり、北方四島の帰属の問題を段階的に解決するという方法は、この問題の最終的な解決に向けた交渉を加速するという、平成二十年七月の北海道洞爺湖サミットの際の日露首脳会談において首脳間で一致した認識と相容れないものと認識している。

いづれにせよ、政府としては、我が国固有の領土である北方四島の帰属の問題を解決してロシア連邦との間で平和条約を締結する考えであるが、北方領土問題については、我が国とロシア連邦との間で交渉を行っているところであり、北方四島の帰属の問題に関する具体的な解決策について政府としてお答えすることは差し控えたい。

平成二十一年六月三日提出
質 問 第 四 九 八 号

いわゆる「三・五島論」発言に係る政府代表の説明及び内閣総理大臣の見解等に関する再質問主意書

提出者 鈴木 宗男

いわゆる「三・五島論」発言に係る政府代表の説明及び内閣総理大臣の見解等に関する再質問主意書

本年四月十七日の毎日新聞に、谷内正太郎政府

平成二十一年六月十六日 衆議院会議録第三十九号 議長長の報告

代表が毎日新聞社のインタビューを受け、北方領土問題につき、「三島と択捉一部でも」と、谷内代表として、歯舞、色丹、国後、択捉の我が国への帰属を確認し、ロシアとの平和条約を締結するという従来の政府方針と異なり、北方四島の面積を折半するという方法をもって、同問題の最終的解決を目指すべきとも取られる見解を示したと報じた記事(以下、「毎日記事」という。)が掲載されている。右について、谷内代表は毎日新聞社に対して、「毎日記事」にある様な、北方四島の面積分割をもって最終的な北方領土問題の解決とすべきという趣旨の発言(以下、「谷内発言」という。)はしていないと反論している。また谷内氏は、同年五月二十一日の参議院予算委員会に政府参考人として出席し、「個人的に三・五島でも良い」というたぐいの発言は一切していない。ただ、全体の流れの中で、誤解を与える部分もあったかもしれないと反省している。深く遺憾に思っている。私の基本的立場は北方四島の帰属問題を解決して、平和条約を締結するという政府方針通りだ」と釈明している。右と「前回答弁書」(内閣衆質一七一第一四三八号)を踏まえ、再質問する。

一 前回質問主意書で、本年五月二十日発行の『FACTA』二〇〇九年六月号の七十四頁から七十五頁にかけて掲載されている「手嶋龍一式 intelligence」という論文の中に、
「実際はインタビューにどのように答えたのだろう。
『シベリア・パイプラインから百万バレル

が極東に供給され、その半分を日本が引き受けるのか、環境協力、生態系の保存について協力するとかであれば、三・五島の返還でもいいということになるかもしれない」

との記述があることに触れ、右の記述は、「谷内発言」の本当の内容であり、毎日新聞のインタビューを受けた際、谷内氏が実際に答えた内容を正確に表したものであるかと問うたところ、「前回答弁書」では「外務省として、谷内正太郎政府代表からは、御指摘のインタビューの際に『個人的には三・五島返還でもいいのではないかと考えている。』といった発言は行っていない」との説明を受けている。との答弁がなされているが、当方が問うているのは、『FACTA』にある右の記述は「谷内発言」の実際の内容を表しているのか否かという点である。『FACTA』にある右の記述は、「谷内発言」の実際の内容を表しているものであるのか否か、再度質問する。

二 一で、『FACTA』の記述が「谷内発言」の実際の内容と異なるのなら、記述の中のどの部分が異なっているのか、詳細に説明されたい。

三 一の答弁にある様に、谷内氏が「個人的には三・五島返還でもいいのではないかと考えている」といった発言を実際にはしていないのなら、その様に記述した記事を掲載した毎日新聞社に対して、明確な抗議をするべきではないのか。過去の答弁書において外務省は「外務省から毎日新聞社に対し、谷内正太郎政府代表の発

言に関する同政府代表の説明振りとともに、北方領土問題に関する政府の立場を伝えている。」としているが、事実と反することを記事にされ、その結果国内外に大きな混乱が起きたことを鑑みる時、外務省として立場を伝えるという対応ではなく、毎日新聞社に対し記事の撤回並びに謝罪を求める位の厳しい対応をとらなくては筋が通らないのではないかと、右質問する。

内閣衆質一七一第四九八号
平成二十一年六月十二日

衆議院議長 河野 洋平殿
内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議員鈴木宗男君提出いわゆる「三・五島論」発言に係る政府代表の説明及び内閣総理大臣の見解等に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員鈴木宗男君提出いわゆる「三・五島論」発言に係る政府代表の説明及び内閣総理大臣の見解等に関する再質問に対する答弁書

一から三までについて

先の答弁書(平成二十一年六月二日内閣衆質一七一第一四三八号)六について等でお答えしているとおり、外務省として、谷内正太郎政府代表からは、御指摘のインタビューにおいて、我が国とロシア連邦がアジア太平洋地域において

戦略的利益を見いだす中で、北方領土問題を解決すべきであるとの趣旨を述べるとともに、北方領土の面積に関する事実関係についての質問には答えたが、「個人的には三・五島返還でもいいのではないかと考えている。」といった発言は行っていない旨の説明を受けている。

また、外務省として、谷内正太郎政府代表からは、全体の発言の流れの中で誤解を与え得る発言があつたかもしれない、結果として関係者に誤解を与えてしまったことは遺憾である旨の説明があり、これを受け、中曽根弘文外務大臣から同政府代表に対し、厳重に注意した。

外務省から毎日新聞社に対しては、谷内正太郎政府代表の発言に関する同政府代表の説明振りとともに、北方領土問題に関する政府の立場を伝えている。

平成二十一年六月三日提出
質問 第四九九号

国家公務員の所管業務についての厚生労働省雇用均等・児童家庭局長の認識に関する質問
主意書

提出者 鈴木 宗男

国家公務員の所管業務についての厚生労働省雇用均等・児童家庭局長の認識に関する質問
質問主意書

障害者団体向けに格安で郵便サービスを提供する制度を悪用した事件に絡み、本年五月二十六日、厚生労働省障害保健福祉部係長の上村勉氏が

逮捕された。右の事件に関し、過去に上村氏の上司であつた村木厚子厚生労働省雇用均等・児童家庭局長が六月二日の参議院厚生労働委員会に出席した際、偽の証明書発行に関与したとの疑惑を持たれていることについて「(現職の)局長として呼ばれており、所管外の問題について答えられない」との答弁をしたと報じられている。右を踏まえ、質問する。

一 所管の定義如何。

二 一般に国家公務員は、様々な部署で勤務し、所管する業務も多岐にわたることが多いと思料するが、国家公務員が、自身が現在所管しているものではなく、過去に所管した業務について国会等で質問を受け、それについて答弁してはならないという制限を科されているか。

三 前文で触れた、今次発生した郵便制度悪用事件に絡む自身の疑惑につき、村木局長が所管外として答弁を拒否したことは妥当であるか。

四 報道によると、障害者団体である「凛の会」の設立者であり、郵便法違反容疑で逮捕されている倉沢邦夫氏が、大阪地方検察庁特別捜査部の調べに対し、村木局長より偽の証明書を直接受け取ったことや、倉沢氏が同局長に面会した際に、同局長が同氏の目の前で当時の日本郵政公社幹部に電話をしたことを供述しているとのことであるが、村木局長が過去に右の様な行動をとった事実はあるか。

内閣衆質一七一第四九九号
平成二十一年六月十二日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出国家公務員の所管業務についての厚生労働省雇用均等・児童家庭局長の認識に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員鈴木宗男君提出国家公務員の所管業務についての厚生労働省雇用均等・児童家庭局長の認識に関する質問に対する答弁書

一 について

お尋ねの「所管」については、例えば、広辞苑によれば、その意味は「管理または管轄すること。また、その範囲。」とされている。また、法令上は、行政事務等が公の機関の管轄に属する関係を表す用語として用いられていると承知している。

二及び三について

法令上、お尋ねのような制限があるとは承知していないが、一般に、国会において局長等が政府参考人として説明を求められ、それが所管外の事項についてのものである場合には、局長等が答弁を差し控える旨の答弁をすることは、許容されるものと考ええる。

四について

お尋ねについては、個別具体的な事件における捜査の内容にかかわる事柄であることから、お答えを差し控えたい。

平成二十一年六月四日提出
質問 第五〇〇号

外務省が作成したいわゆる「国会議員への対応マニュアル」に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

外務省が作成したいわゆる「国会議員への対応マニュアル」に関する質問主意書

二〇〇五年九月二十九日付の共同通信報道により、外務省が「鈴木宗男衆議院議員からの依頼等に対する対応振り」との題の、同省職員が当方と接触する際にどの様に対応するか、そのマニュアル等について記した文書(以下、「対応マニュアル」という。)を作成していたことが明らかにされている。右を踏まえ、質問する。

一 二〇〇六年二月十七日に閣議決定された政府答弁書(内閣衆質一六四第五五号、以下、「政府答弁書一」という。)では、「対応マニュアル」について「御指摘の文書(以下「文書」という。)は、外務省として『政』と『官』との適切な関係を維持していくための方針として取りまとめたものであり、文書の考え方は、現在も妥当なものと考ええる。」と、「対応マニュアル」の考え方は妥当であるとする答弁がなされている一方で、同月二十八日に閣議決定された政府答弁書(内閣衆質一六四第八八号、以下、「政府答弁書二」とい

う。)では「御指摘の文書(以下「指摘文書」という。)は、外務省として『政』と『官』との適切な関係を維持していくための方針として取りまとめたものであり、それ自体が個々の外務省職員に対する職務上の命令としての性質を有するものではない。」と、それ自体が外務省職員を拘束する職務命令ではないとする答弁がなされている。右は、外務省において、「対応マニユアル」はあくまで一つの参考資料の性質を持つものであり、それにある規定を同省職員が忠実に実行しなかつたとしても、何らかの罰則が加えられることはないものであると考えて良いか。例えば「対応マニユアル」には、「なお、先方と何らかの接触・やりとりがあつた場合には、その内容を文書にして例外なく官房総務課に報告し、官房総務課を通じ大臣に報告する。」との記述があるが、当方と接触した外務省職員が、右の規定に従わず、接触後に同省の官房総務課に報告をしていなかつたことが後に露見しても、何らかの注意を受け、罰則が適用されることはないかと理解して良いか。確認を求める。

二 現時点で、外務省において「対応マニユアル」は「政」と「官」との適切な関係を維持していくための方針として取りまとめたもの」として効力を有しているか。

三 「政府答弁書」では、「対応マニユアル」の中の一で触れた規定について、これまで何件の報告書が提出されたか、またそれらの内容は全て外務大臣に報告されているかとの質問に対し、

「御指摘の記述を踏まえた報告は行われているが、その形式等は様々であるため、外務省として一概にお答えすることは困難である。」との答弁がなされている。右答弁で外務省は、一で触れた規定についての報告がなされていることは明らかにしている一方で、その件数については答えられないとするのはなぜか。「その形式等は様々である」とは具体的にどの様な意味であるのか。

四 三の答弁には「その形式等は様々である」とあるが、「対応マニユアル」の中の一で触れた規定についての報告に係る形式は具体的にどの様なものか、それぞれ詳細に説明されたい。

五 「対応マニユアル」が外務省において適用される様になつてから現在に至るまで、「対応マニユアル」の一で触れた規定についてなされた報告につき、「その形式等」については問わないところ、その件数のみを明らかにされたい。

六 五の報告のうち、直近のものはいつなされているのか明らかにされたい。

七 「対応マニユアル」が外務省において適用される様になつてから、二〇〇六年度、二〇〇七年度、二〇〇八年度、二〇〇九年度に同省に入省した新人職員または中途採用職員等、右の年度に新たに入省した職員全員に対して、例外なく「対応マニユアル」の周知が行われているか。

八 過去に外務省として、同省予算や行政改革による同省の名称変更等に関し、当方に相談、陳情したという事実があると承知するが、確認を

求める。

九 八で指摘した外務省の行動は、「政府答弁書一」及び「政府答弁書二」にある「政」と「官」との適切な関係に合致すると言えるか。右質問する。

内閣衆質一七一第五〇〇号
平成二十一年六月十二日

内閣総理大臣 麻生 太郎
衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省が作成したいわゆる「国会議員への対応マニユアル」に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省が作成したいわゆる「国会議員への対応マニユアル」に関する質問に対する答弁書

一及び二について

御指摘の文書(以下「文書」という。)は、外務省として「政」と「官」との適切な関係を維持していくための方針として取りまとめたものであり、文書の考え方は、現在も妥当なものと考えるが、罰則が適用されることはない。

三から六までについて

例えば、口頭によつて行われた報告もあり、記録が残されていないため、お尋ねの「件数」等についてお答えすることは困難である。

七について

お尋ねの「周知」は行われていない。

八及び九について

記録が残されていないため、お答えすることは困難である。

平成二十一年六月四日提出
質問 第五〇一 号

外務省が作成した「鈴木宗男衆議院議員からの依頼等に対する対応振り」に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

外務省が作成した「鈴木宗男衆議院議員からの依頼等に対する対応振り」に関する質問主意書

二〇〇五年九月二十九日付の共同通信報道により、外務省が「鈴木宗男衆議院議員からの依頼等に対する対応振り」との題の、同省職員が当方と接触する際にどの様に対応するか、そのマニユアル等について記した文書(以下、「対応マニユアル」という。)を作成していたことが明らかにされている。その内容は以下の通りである。

鈴木宗男衆議院議員からの依頼等に対する対応振り

鈴木宗男衆議院議員は、平成十四年に幹旋収賄罪等で逮捕された後、一審有罪判決を受け、控訴中であるが、九月十一日に行われた衆議院選挙において当選した。今後、同議員が、衆議院議員として活動していくことに伴い、当省としては、過去の一時期において、当省と同議員

との関係が社会的、政治的に大きな問題として取り上げられたこと等を十分に踏まえる必要がある。

つては、今後は下記の方針に従い対応することを原則とし、判断が困難な場合には、官房総務課に相談することとする。

記

鈴木宗男衆議院議員に対しても、他の国会議員と同様、一国会議員として、政と官の在り方を踏まえ、適切な関係を保つ。また、過去の一時期において、当省と同議員との関係が、社会的、政治的に大きな問題として取り上げられたことにかんがみ、外部に対して不必要な疑念を惹起しないように十分留意する。具体的には、個別の状況に応じ判断するが、概ね以下の対応を原則とする。

1 先方より、説明要求があつた場合には、他の議員への対応と同様、原則対応する。他方、それがくり返し行われる場合、強い意見表明が行われる場合等は官総に相談する。

2 過去の一時期において、当省と同議員との関係が、社会的、政治的に大きな問題として取り上げられたことを踏まえ、同議員が関心を有するからといって、積極的に説明に行くことは原則しない。

3 先方との会食、陳情への立ち合い、先方と外国要人の会談への同席、通訳等、事務的な説明を超える接触は、原則行わない。これら場合で、真に出席等がやむを得ないと考える

場合には、官房総務課長の了承を得ることとする(例えば、鈴木議員が複数の国会議員との会食の一員である時で、同会食への職員参加がそれでも望ましい場合にまでそれを妨げるものではないが、かかる場合も官房総務課長の了承を得ることとする)。

4 なお、先方と何らかの接触・やりとりがあつた場合には、その内容を文書にして例外なく官房総務課に報告し、官房総務課を通じて大臣に報告する。

(参考) 鈴木前議員から、先方との会食、陳情への立ち合い、先方と外国要人の会談への同席、通訳等、事務的な説明を超える依頼があつた場合の先方への回答ぶり。

「遠くない過去において、当省と貴議員との関係は、政と官の不適切な関係と受けとめられ、マスコミにも取り上げられた経緯があるところ、会食(場合により「陳情への立ち合い」、「外国要人との会談への同席、通訳」)については、当面の間、辞退させていたきたい。」

注 課長以下の事務方については、御辞退申し上げるよう(官房より)指示を受けているとの回答でも可。

(先方が納得せず、会食、陳情への立ち合い、先方と外国要人の会談への同席、通訳等を強く求めてくる場合)

「上司等と相談した上で、回答させていただきます。」

(了)

右を踏まえ、質問する。

一 「対応マニュアル」には「当省と同議員との関係が、社会的、政治的に大きな問題として取り上げられた」とあるが、当方と外務省の過去の関係に、社会的、政治的に見てどの様な問題があつたというのか、同省の認識を詳細に示されたい。

二 「対応マニュアル」には「政と官の在り方を踏まえ、適切な関係を保つ」とあるが、外務省が考える政と官の適切な関係とはどの様なものであるか、具体的に説明されたい。

三 「対応マニュアル」には「強い意見表明」とあるが、右は具体的にどの様なものを指しているか。

四 「対応マニュアル」には「先方との会食、陳情への立ち合い、先方と外国要人の会談への同席、通訳等、事務的な説明を超える接触は、原則行わない。」とあるが、休職中であるか否かを問わず、当方と会食、陳情への立ち合い、当方と外国要人の会談への同席、通訳を行った外務省職員はいるか。

五 「対応マニュアル」には「これら場合で、真に出席等がやむを得ないと考える場合には、官房総務課長の了承を得ることとする」とあるが、外務省職員がやむを得ず当方と接触するとして、同省の官房総務課長の了承を得た事例はあるか。

六 五で、あるのなら、それら事例一つ一つにつき、官房総務課長の了承を得るべく伺いを立てた日にち及び具体的事由、並びに伺いを立てた外務省職員の官職氏名を明らかにされたい。右質問する。

内閣衆質一七一第五〇一号

平成二十一年六月十二日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省が作成した

「鈴木宗男衆議院議員からの依頼等に対する対応振り」に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省が作成した「鈴木宗男衆議院議員からの依頼等に対する対応振り」に関する質問に対する答弁書

書

一について

先の答弁書(平成十九年三月二十三日内閣衆質一六六第一一六号)二についてで答えましたとおり、「過去に外務省と鈴木宗男衆議院議員との関係が社会的、政治的に大きな問題として取り上げられたことがある。」ということであり、これ以上に詳細にお答えすることは困難である。

二及び三について

個別具体的な状況を踏まえて検討する必要がある。

あるため、一概にお答えすることは困難である。
四から六までについて

記録が残されていないため、お答えすることは困難である。

平成二十一年六月四日提出
質 問 第 五 〇 二 号

外務省におけるタクシー券の使用状況等に関する再質問主意書

提出者 鈴木 宗男

外務省におけるタクシー券の使用状況等に関する再質問主意書

「前回答弁書」(内閣衆質一七一第四四八号)を踏まえ、再質問する。

一 前回質問主意書で、平成十八年度から二十年度に渡る、外務省の課ごとにおけるタクシー券の使用枚数、合計金額等、その使用状況について明らかにされたいと問うたところ、「前回答弁書」では「お尋ねについては、詳細な調査を行う必要があるため、お答えすることは困難である」との答弁がなされている。課ごとにおけるタクシー券の使用状況について答弁することが困難であるならば、右の三年度に渡る、外務省全体におけるタクシー券の使用枚数、合計金額等、その使用状況について明らかにされたい。
なお、右についても答弁に詳細な調査を要するのならば、答弁の延期に応じることは十分に可能であるところ、外務省において答弁を避けることのない様を求める。

平成十八年度から二十年度に渡る、外務省の課ごとにおけるタクシー券の使用枚数、合計金額等、その使用状況について、「前回答弁書」で同省は一にある答弁をしているが、右についても、答弁の延期に応じることは十分に可能であるところ、外務省において答弁を避けることなく、明らかにすることを再度求める。

三 「前回答弁書」では「外務省職員によるタクシー券の不適正な使用があるとは承知していない」との答弁がなされているが、外務省が右の様に認識している根拠は何か。右答弁は、同省として、同省職員によるタクシー券使用の実態につき、何らかの調査を把握した上でのものか。

四 二〇〇六年二月二十八日に閣議決定された政府答弁書(内閣衆質一六四第八四号)では、外務省の本省職員の退庁時間が公務により午前零時三十分を過ぎた場合、タクシー券を使用することができるとの同省の内規が明らかにされているが、同省職員が、職務自体は午前零時三十分より前に既に終わっているにもかかわらず、電車ではなくタクシーを利用して帰宅したいがために、あえて省内に留まり、時間を稼ぎ、午前零時三十分になるのを見計らってタクシー券を使用するという、タクシー券が無駄遣いされている実態はないか。

五 外務省におけるタクシー券の使用に係る予算

額はいくらか、過去五年度につき明らかにされたい。

右質問する。

内閣衆質一七一第五〇二号

平成二十一年六月十二日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省におけるタクシー券の使用状況等に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省におけるタクシー券の使用状況等に関する再質問に対する答弁書

一 について

お尋ねの使用状況について、三年間のタクシー券による支払総額は、約六億六千六百万円である。

二 について

先の答弁書(平成二十一年六月二日内閣衆質一七一第四四八号)一について述べたとおりである。

三 について

御指摘の答弁は、これまでに実施した調査の結果等を踏まえたものである。

四 について

外務省としてお尋ねのような事実があるとは承知していない。

五 について

タクシー代に係る予算額は、平成十七年度は二億三千六百八十一万一千円、平成十八年度は二億三千六百八十一万一千円、平成十九年度は一億九千五百五十六万六千円、平成二十年度は二億四千三百七十三千円及び平成二十一年度は二億五千五百十三万四千円である。

平成二十一年六月四日提出
質 問 第 五 〇 三 号

北朝鮮の金正日総書記の後継者に係る情報に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

北朝鮮の金正日総書記の後継者に係る情報に関する質問主意書

本年五月末より、北朝鮮の金正日総書記の後継者に、同総書記の三男である金正雲氏が決定したとの報道がなされている。右を踏まえ、質問する。

一 政府、特に外務省が、金正雲氏が後継者に決まったとの情報を最初に入手したのはいつか。

二 一の情報を、政府、特に外務省はどの様に入手したか。

三 金正日総書記の後継者問題につき、米国より我が国に対して何らかの情報は提供されているか。

四 金正日総書記の後継者問題につき、中国より我が国に対して何らかの情報は提供されているか。

五 金正日総書記の後継者問題につき、韓国より我が国に対して何らかの情報は提供されているか。

六 金正日総書記の後継者問題につき、外務省は三、四、五で挙げた国々はじめ他国に後れを取ることなく、正確な情報を迅速に入手できているか。

七 六で、できていないのならば、それはなぜか。右質問する。

内閣衆質一七一第五〇三号
平成二十一年六月十二日

内閣総理大臣 麻生 太郎
衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出北朝鮮の金正日総書記の後継者に係る情報に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出北朝鮮の金正日総書記の後継者に係る情報に関する質問に対する答弁書

一から七までについて

政府としては、北朝鮮の金正日国防委員長の後継問題に関し様々な情報に接しているが、情報収集の内容等について具体的に述べることは、今後の情報収集等に支障を来すおそれがあるため、お答えすることは差し控えたい。

核兵器廃絶に向けた取り組みの強化を求める決議案

右の議案を提出する。

平成二十一年六月十六日

提出者

小坂 憲次 小此木八郎

今井 宏 平沢 勝栄

渡辺 博道 高木 毅

小野寺五典 玄葉光一郎

渡辺 周 遠藤 乙彦

佐々木憲昭 保坂 展人

糸川 正晃

賛成者

細田 博之 外四十二名

核兵器廃絶に向けた取り組みの強化を求める決議

わが国は、唯一の被爆国として、世界の核兵器廃絶に向けて先頭に立って行動する責務がある。

他方、冷戦後の現在においても、核兵器のみならず、核爆弾搭載可能なミサイルの開発、核物質や核技術の流出、拡散等の脅威はむしろ高まりつつある。我々はこの現実を重く受け止め、非核保有国等と連携をとり、核保有国の理解を求め、核軍縮・核不拡散の取り組みと実効性ある査察体制の確立を積極的に進めるべきである。

去る四月五日、オバマ米大統領は「核兵器のない世界」を追求する決意を表明した。また、国連安全保障理事会も北朝鮮の核実験に対し国連安

全理事会も北朝鮮の核実験に対し国連安

核兵器廃絶に向けた取り組みの強化を求める決議案 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律案及び同報告書

保理決議第一八七四号等で断固たる拒否の姿勢を示した。政府はこの機会を捉え、核兵器廃絶の動き、とりわけ北朝鮮の核問題を含む地域の核廃絶への対応を世界的な潮流とすべく努力しなければならない。二〇一〇年核拡散防止条約(NPT)再検討会議において、そのために主導的役割を果たすとともに、核保有国をはじめとする国際社会に働きかけ、包括的核実験禁止条約(CTBT)の早期発効や兵器用核分裂物質生産禁止(カットオフ)条約の推進など、核廃絶・核軍縮・核不拡散に向けた努力を一層強化すべきである。

右決議する。

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

平成二十一年四月二十一日

内閣総理大臣 麻生 太郎

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律

第一条 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正

法律第七十六号の一部を次のように改正する。

目次中「第三章の二 子の看護休暇 第十六条の二―第十六条の四」を「第四章 子の看護 第五節 介護休業 第六節 所定外労働者の福祉」に改める。

「第四章」を「第七章」に、「第十八条」を「第十八条の二」に、「第五章」を「第八章」に、「第二十條」を「第二十條の二」に、「第六章」を「第九章」に、「第七章」を「第十章」に、「第八章」を「第十一章」に、「第九章」を「第十二章」に、「第十章」を「第十三章」に改める。

「第十五条」を「第十五条の二」に、「第十五条の二」を「第十五条の三」に、「第十五条の三」を「第十五条の四」に改める。

「第十五条」を「第十五条の二」に、「第十五条の二」を「第十五条の三」に、「第十五条の三」を「第十五条の四」に改める。

「第十五条」を「第十五条の二」に、「第十五条の二」を「第十五条の三」に、「第十五条の三」を「第十五条の四」に改める。

「第十五条」を「第十五条の二」に、「第十五条の二」を「第十五条の三」に、「第十五条の三」を「第十五条の四」に改める。

「第十五条」を「第十五条の二」に、「第十五条の二」を「第十五条の三」に、「第十五条の三」を「第十五条の四」に改める。

「第十五条」を「第十五条の二」に、「第十五条の二」を「第十五条の三」に、「第十五条の三」を「第十五条の四」に改める。

働者の配偶者が当該子の一歳到達日(当該配偶者が第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する第一項の規定によりした申出に係る第九条第一項(第九条の二第一項の規定による読み替えて適用する場合を含む。)に規定する育児休業終了予定日とされた日)が当該子の一歳到達日後である場合にあつては、当該育児休業終了予定日とされた日」と、同条第四項中「一歳到達日」とあるのは「一歳到達日(当該子を養育する労働者又はその配偶者が第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する第一項の規定によりした申出に係る第九条第一項(第九条の二第一項の規定による読み替えて適用する場合を含む。)に規定する育児休業終了予定日とされた日)が当該子の一歳到達日後である場合にあつては、当該育児休業終了予定日とされた日(当該労働者に係る育児休業終了予定日とされた日と当該配偶者に係る育児休業終了予定日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日)」と、前条第一項中「変更後の育児休業終了予定日とされた日。次項」とあるのは「変更後の育児休業終了予定日とされた日。次項(次条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)において同じ。」(当該育児休業終了予定日とされた日)が当該育児休業開始予定日とされた日から起算して育児休業等可能日数(当該子の一歳到達日までの日数をいう。)から育児休

業等取得日数当該子の出生した日以後当該労働者が労働基準法第六十五条第一項又は第二項の規定により休業した日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。）を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日。次項（次条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）と、同条第二項第二号中「第五条第三項」とあるのは「次条第一項の規定により読み替えて適用する第五条第一項の規定による申出により育児休業をしている場合にあっては一歳二か月、同条第三項（次条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）と、「一歳六か月」とあるのは「一歳六か月」と、第二十四条第一項第一号中「一歳」とあるのは「一歳（当該労働者が第九条の第二項の規定により読み替えて適用する第五条第一項の規定による申出をすることができるときは一歳二か月）」と、「一歳六か月」とあるのは「一歳六か月」とするほか、必要な技術的読替えは、厚生労働省令で定める。

2 前項の規定は、同項の規定を適用した場合の第五条第一項の規定による申出に係る育児休業開始予定日とされた日が、当該育児休業に係る子の一歳到達日の翌日後である場合又は前項の場合における当該労働者の配偶者がしている育児休業に係る育児休業期間の初日前である場合には、これを適用しない。

官 報 (号 外)

(公務員である配偶者がする育児休業に関する規定の適用)

第九条の三 第五条第三項及び前条の規定の適用については、労働者の配偶者が国会議員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百八号)第三條第二項、国家公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百九号)第三條第二項(同法第二十七條第一項及び裁判所職員臨時措置法(昭和二十六年法律第二百九十九号)(第七号に係る部分に限る。))において準用する場合を含む。)、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第二条第二項又は裁判官の育児休業に関する法律(平成三年法律第百十一号)第二条第二項の規定によりする請求及び当該請求に係る育児休業は、それぞれ第五条第一項の規定によりする申出及び当該申出によりする育児休業とみなす。

第十一条第二項中、「前項」を、「同項」に改め、同項第二号中「第二十三條第二項において」を「第二十三條第三項において」に改め、同号口中「第二十三條第二項」を「第二十三條第三項」に、「勤務時間」を「所定労働時間」に改める。
第十二條第二項中「(第二号を除く。)」を削り、「同条第二項」を「同項」に、「準用する第六条第一項ただし書」を「準用する前項ただし書」に改める。
第十四條第一項中「第二十三條第二項」を「第二十三條第三項」に改める。

第五十六條の次に次の一条を加える。

(公表)

第五十六條の二 厚生労働大臣は、第六條第一項、第十二條第二項、第十六條の三第二項及び第十六條の六第二項において準用する場合を含む。)、第十條(第十六條、第十六條の四及び第十六條の七において準用する場合を含む。)、第十二條第一項、第十六條の三第一項、第十六條の六第一項、第十六條の八第一項、第十六條の九、第十七條第一項(第十八條第一項において準用する場合を含む。)、第十八條の二、第十九條第一項(第二十條第一項において準用する場合を含む。)、第二十條の二、第二十三條、第二十三條の二、第二十六條又は第五十二條の四第二項(第五十二條の五第二項において準用する場合を含む。))の規定に違反している事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

第五十七條中「第六條第一項第二号及び第三号」を「第六條第一項第二号」に、「及び第十六條の三第二項」を「第十六條の三第二項及び第十六條の六第二項」に、「並びに第三項」を「及び第三項」に改め、「第十五條第三項第一号」の下に「第十六條の二第一項、第十六條の五第一項、第十六條の八第一項第二号、第三項及び第四項第一号」を加え、「並びに同項第三号並びに同条第三項」を「第三項」に改める。

第六十條第一項中「第四章、第三十六條」を「第六章、第七章、第十章第二節、第五十二條の六」に改め、同条第二項中「第六條第一項第二号及び第三号」を「第六條第一項第二号」に、「及び第十六條の三第二項」を「第十六條の三第二項及び第十六條の六第二項」に、「並びに第三項、第七條」を「及び第三項、第七條」に改め、「第九條第二項第一号及び第三項」の下に、「第九條の二第一項」を加え、「第十六條の二第二項」を「第十六條の二第一項及び第二項、第十六條の五第一項及び第二項」に、「第九條第二項第三号中「労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第六十五條第一項若しくは第二項の規定により休業する」とあるのは「船員法(昭和二十二年法律第百号)第八十七條第一項若しくは第二項の規定により作業に従事しない」とを「第五十九號第六十五條第二項の規定により休業した」とあるのは「船員法(昭和二十二年法律第百号)第八十七條第二項の規定により作業に従事しなかった」と、第九條第二項第三号に、「第二十八條」を「第九條の二第一項中「労働基準法第六十五條第一項又は第二項の規定により休業した」とあるのは「船員法第八十七條第一項又は第二項の規定により作業に従事しなかった」と、第二十三條第二項中「労働基準法第三十二條の三の規定により労働させること」とあるのは「短期間の航海を行う船舶に乗り組ませること」と、同項及び第二十四條第一項中「始業時刻

変更等の措置」とあるのは「短期間航海船舶に乗り組ませること等の措置」と、同項第三号中「制度、第六章の規定による所定外労働の制限に関する制度」とあるのは「制度」と、第二十八條に、「第五十七條中「第三項第一号、第十七條第一項第二号並びに同項第三号並びに同条第三項及び第四項第一号(これらの規定を第十八條第三項において準用する場合を含む。)」とあるのは「第三項第一号」と、「第二十三條並びに第三十九條第一項第二号及び第二項」とあるのは「並びに第二十三條」と、「労働政策審議会」とあるのは「交通政策審議会」と、第五十八條中「都道府県労働局長」とあるのは「地方運輸局長(運輸監理部長を含む。)」を「第五十二條の二中「第二章から第八章まで」とあるのは「第二章から第五章まで、第八章」と、第五十二條の三中「から第五十二條の六まで」とあるのは「第五十二條の五及び第六十條第三項」と、第五十二條の四第一項、第五十二條の五第一項及び第五十八條中「都道府県労働局長」とあるのは「地方運輸局長(運輸監理部長を含む。)」と、同項中「第六條第一項の紛争調整委員会」とあるのは「第二十一条第三項のあつせん員候補者名簿に記載されている者のうちから指名する調停員」と、第五十六條の二中「第十六條の六第一項、第十六條の八第一項、第十六條の九、第十七條第一項(第十八條第一項において準用する場合を含む。)、第十八條の二」とあるのは「第十六條の六第一項」と、第五十七條中「第十六條の五第一項、第

十六条の八第一項第二号、第三項及び第四項第一号、第十七条第一項第二号、第三項及び第四項第一号（これらの規定を第十八条第一項において準用する場合を含む。）とあるのは「第十六条の五第一項」と、「第二十三条並びに第三十九条第一項第二号及び第二項」とあるのは「並びに第二十三条」と、「労働政策審議会」とあるのは「交通政策審議会」に改め、同条に次の一項を加える。

3 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律第二十條第一項、第二十一條から第二十六條まで並びに第三十一條第三項及び第四項の規定は、前項の規定により読み替えられた第五十二條の五第一項の規定により指名を受けて調停員が行う調停について準用する。この場合において、同法第二十條第一項、第二十一條から第二十三條まで及び第二十六條中「委員会」とあるのは「調停員」と、同項中「関係当事者」とあるのは「関係当事者又は関係当事者との参考人」と、所に雇用される労働者その他の参考人」と、同法第二十一條中「当該委員会が置かれる都道府県労働局」とあるのは「当該調停員を指名した地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）が置かれる地方運輸局（運輸監理部を含む。）」と、同法第二十五條第一項中「第十八條第一項」とあるのは「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第五十二條の五第一項」と、同法第二十六條

中「当該委員会に係属している」とあるのは「当該調停員が取り扱っている」と、同法第三十一條第三項中「前項」とあるのは「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第五十二條の五第一項」と読み替えるものとする。

第六十一條第一項中「第六章」を「第九章」に改め、「第三十條の下に」「前章」を、「第五十六條の下に」「第五十六條の二」を加え、「及び第六十五條」を「第六十五條及び第六十八條」に改め、同条第三項中「以下この条において同じ」を削り、同条第六項中「独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人」の下に「（以下この条において「特定独立行政法人」という。）」を加え、「以下この条において「特定独立行政法人職員」というのを削り、「職員」との下に「公務員」とあるのは「業務」とを加え、同条第七項中「除く。以下この条において同じ。」がその要介護家族の介護をするための休業」を「除く。」に改め、同条第八項中「国家公務員」の下に「国家公務員法第八十一條の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める者以外の常時勤務することとを要しない国家公務員にあつては、第十六條の三第二項において準用する第六條第一項ただし書の規定を適用する」としたならば第十六條の三第二項において読み替えて準用する第六條第一項ただし書各号のいずれにも該当しないものに限る。」を加え、「又は」を「若しくは」に、「そ

の子の世話」を「当該子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして第十六條の二第一項の厚生労働省令で定める当該子の世話」に改め、同条第九項中「五日」の下に「（同項に規定する国家公務員が養育する小学校就学の始期に達するまでの子が二人以上の場合にあつては、十日）」を加え、同条第十一項中「特定独立行政法人職員」を「特定独立行政法人の職員（国家公務員法第八十一條の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める者以外の常時勤務することとを要しない職員にあつては、第十六條の三第二項において準用する第六條第一項ただし書の規定を適用する）」と改め、同条第二十八條の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員以外の非常勤職員」を加え、同条第二十四項を同条第三十二項とし、同条第二十三項中「（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第三十七條第一項に規定する県費負担教職員については、市町村の教育委員会）」を削り、「養育する地方公務員法」を「養育する同法」に改め、同項を同条第三十一項とし、同条第二十二項中「特定独立行政法人職員」を「特定独立行政法人の職員」に改め、同項を同条第三十項とし、同条第二十一項中「独立行政法人通則法第二条第二項に規定する」を削り、「特定独立行政法人職員」を「当該特定独立行政法人の職員」に改め、同項を同条第二十九項とし、同条第二十項を同条第二十八項とし、同条第十九項を同条第二十七項とし、同条第十八項中「第十七條第一項第一号又は第三号」を「第十七條第一項各号」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第十七項中「（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第三十七條第一項に規定する県費負担教職員については、市町村の教

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律案及び同報告書

きる日数は、一の年において五日(要介護家族が二人以上の場合にあつては、十日)とする。

15 農林水産大臣等は、第十三項の規定による
休暇の承認を受けようとする国家公務員から
その承認の請求があつたときは、公務の運営
に支障があると認められる場合を除き、これ
を承認しなければならない。

行政法人の職員」に、「当該特定独立行政法人職員」を「当該職員」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第十四項中「第十七条第一項第一号又は第三号」を「第十七条第一項各号」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第十三項を同条第二十一項とし、同条第十二項の次に次の八項を加える。

16 前三項の規定は、特定独立行政法人の職員（国家公務員法第八十一条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める者以外の常時勤務することを要しない職員にあつては、第十六条の六第二項において準用する第六条第一項ただし書の規定を適用する）としたらば第十六条の六第二項において読み替えて準用する第六条第一項ただし書各号のいずれにも該当しないものに限る。）について準用する。

この場合において、第十三項中「給特法の適用を受ける国家公務員」とあるのは、特定独立行政法人の職員」と、「要しない国家公務員」とあるのは「要しない職員」と、「農林水産大臣等」とあるのは「当該職員の勤務する特定独立行政法人の長」と、「当該国家公務員」とあるのは「当該職員」と、前項中「農林水産大臣等」とあるのは「特定独立行政法人の長」と、「国家公務員」とあるのは「職員」と、「公務」とあるのは「業務」と読み替えるものとする。

17 第十三項から第十五項までの規定は、地方

17 第十三項から第十五項までの規定は、地方公務員法第四条第一項に規定する職員（同法

第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員以外の非常勤職員にあっては、第十六条の六第二項において準用する第十六条第一項ただし書の規定を適用するとしたて準用する第十六条の六第二項において読み替えて準用する第六条第一項ただし書各号のいづれにも該当しないものに限る。）について準用する。この場合において、第十三項中「給特法の適用を受ける国家公務員（国家公務員法第八十一条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める者以外の常時勤務すること）を要しない国家公務員」とあるのは、地方公務員法第四条第一項に規定する職員（同法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員以外の非常勤職員」と、「農林水産大臣等」とあるのは「同法第六条第一項に規定する任命権者又はその委任を受けた者」と、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第三十七条第一項に規定する県費負担教職員については、市町村の教育委員会。以下同じ。）」と、第十五項中「農林水産大臣等」とあるのは「地方公務員法第六条第一項に規定する任命権者又はその委任を受けた者」と、「国家公務員」とあるのは「同法第四条第一項に規定する職員」と読み替えるものとする。

18 農林水産大臣等は、三歳に満たない子を養育する給特法の適用を受ける国家公務員（国家公務員法第八十一条の五第一項に規定する

短時間勤務の官職を占める者以外の常時勤務
することを要しない国家公務員にあつては、
第十六条の八第一項の規定を適用するとした
ならば同項各号のいずれにも該当しないもの
に限る。）が当該子を養育するために請求した
場合において、公務の運営に支障がないと認
めるときは、その者について、所定労働時間
を超えて勤務しないことを承認しなければな
らない。

19 特定独立行政法人の長は、三歳に満たない子を養育する当該特定独立行政法人の職員（国家公務員法第八十一条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める者以外の常時勤務することを要しない職員にあつては、第十六条の八第一項の規定を適用する）としたならば同項各号のいずれにも該当しないものに限る。）が当該子を養育するために請求した場合において、業務の運営に支障がないと認めるときは、その者について、所定労働時間を超えて勤務しないことを承認しなければならぬ。

20 地方公務員法第六條第一項に規定する任命権者又はその委任を受けた者（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第三十七条第一項に規定する県費負担教職員については、市町村の教育委員会。以下この条において同じ。）は、三歳に満たない子を養育する地方公務員法第四條第一項に規定する職員（同法第二十八條の

五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員以外の非常勤職員にあつては、第十六条の八第一項の規定を適用するとしたならば同項各号のいずれにも該当しないものに限る。)が当該子を養育するために請求した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、その者について、所定労働時間を超えて勤務しないことを承認しなければならない。第六十二条の前の見出しを削る。第八章を第十二章とする。

第三十八条中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、同条第四号中「前三号」を「前二号」に改め、同号を同条第三号とする。

第三十九条第一項第四号から第六号までを削り、同項第七号中「前各号」を「前三号」に改め、同号を同項第四号とする。

第七章を第十章とし、同章の次に次の一章を加える。

第十一章 紛争の解決

第一節 紛争の解決の援助

(苦情の自主的解決)

第五十二条の二 事業主は、第二章から第八章まで、第二十三条、第二十三条の二及び第二十六条に定める事項に関し、労働者から苦情の申出を受けたときは、苦情処理機関(事業主を代表する者及び当該事業所の労働者を代表する者を構成員とする当該事業所の労働者の苦情を処理するための機関をいう。)に対し

当該苦情の処理をゆだねる等その自主的な解決を図るように努めなければならない。

(紛争の解決の促進に関する特例)

第五十二条の三 前条の事項についての労働者と事業主との間の紛争については、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律(平成十三年法律第百十二号)第四条、第五条及び第十二条から第十九条までの規定は適用せず、次条から第五十二条の六までに定めるところによる。

(紛争の解決の援助)

第五十二条の四 都道府県労働局長は、前条に規定する紛争に関し、当該紛争の当事者の双方又は一方からその解決につき援助を求められた場合には、当該紛争の当事者に対し、必要な助言、指導又は勧告をすることができ

る。2 事業主は、労働者が前項の援助を求めたことを理由として、当該労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

第二節 調停

(調停の委任)

第五十二条の五 都道府県労働局長は、第五十二条の三に規定する紛争について、当該紛争の当事者の双方又は一方から調停の申請があつた場合において当該紛争の解決のために必要があると認めるときは、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律第六条第一項の紛争調整委員会に調停を行わせるものとす

る。2 前条第二項の規定は、労働者が前項の申請をした場合について準用する。

(調停)

第五十二条の六 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和四十七年法律第百十三号)第十九条、第二十条第一項及び第二十一条から第二十六条までの規定は、前条第一項の調停の手続について準用する。この場合において、同法第十九条第一項中「前条第一項」とあるのは「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第五十二条の五第一項」と、同法第二十条第一項中「関係当事者」とあるのは「関係当事者又は関係当事者としての事業所に雇用される労働者その他の参考人」と、同法第二十五条第一項中「第十八条第一項」とあるのは「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第五十二条の五第一項」と読み替えるものとする。

第二十三条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(所定労働時間の短縮措置等)」を付し、同条第一項を次のように改める。

事業主は、その雇用する労働者のうち、その三歳に満たない子を養育する労働者であつて育児休業をしていないもの(一日の所定労働時間が短い労働者として厚生労働省令で定めるものを除く。)に関して、厚生労働省令で

定めるところにより、労働者の申出に基づき所定労働時間を短縮することにより当該労働者が就業しつつ当該子を養育することを容易にするための措置(以下「所定労働時間の短縮措置」という。)を講じなければならない。ただし、当該事業主と当該労働者が雇用される事業所の労働者の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、その事業所の労働者の過半数で組織する労働組合がないときはその労働者の過半数を代表する者との書面による協定で、次に掲げる労働者のうち所定労働時間の短縮措置を講じないものとして定められた労働者に該当する労働者については、この限りでない。

一 当該事業主に引き続き雇用された期間が一年に満たない労働者

二 前号に掲げるもののほか、所定労働時間の短縮措置を講じないこととするに ついて合理的な理由があると認められる労働者として厚生労働省令で定めるもの

三 前二号に掲げるもののほか、業務の性質又は業務の実施体制に照らして、所定労働時間の短縮措置を講ずることが困難と認められる業務に従事する労働者

第二十三条第二項中「勤務時間」を「所定労働時間」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 事業主は、その雇用する労働者のうち、前項ただし書の規定により同項第三号に掲げる

官 報 (号 外)

労働者であつてその三歳に満たない子を養育するものについて所定労働時間の短縮措置を講じないこととするときは、当該労働者に関して、厚生労働省令で定めるところにより、労働者の申出に基づく育児休業に関する制度に準ずる措置又は労働基準法第三十二条の三の規定により労働させることその他の当該労働者が就業しつつ当該子を養育することを容易にするための措置(第二十四条第一項において「始業時刻変更等の措置」という。)を講じなければならない。

第二十三条の次に次の一条を加える。

第二十三条の二 事業主は、労働者が前条の規定による申出をし、又は同条の規定により当該労働者に措置が講じられたことを理由として、当該労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

第二十四条の見出し中「三歳から」を削り、同条第一項を次のように改める。

事業主は、その雇用する労働者のうち、その小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者に関して、次の各号に掲げる当該労働者の区分に応じ当該各号に定める制度又は措置に準じて、それぞれ必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

一 その一歳(当該労働者が第五条第三項の規定による申出をすることができる場合にあっては、一歳六か月。次号において同じ。)に満たない子を養育する労働者(第二

十三条第二項に規定する労働者を除く。同号において同じ。)で育児休業をしていないもの 始業時刻変更等の措置

二 その一歳から三歳に達するまでの子を養育する労働者 育児休業に関する制度又は始業時刻変更等の措置

三 その三歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者 育児休業に関する制度、第六章の規定による所定外労働の制限に関する制度、所定労働時間の短縮措置又は始業時刻変更等の措置

第二十四条第二項中「の制度又は前条第二項」を「若しくは介護休暇に関する制度又は第二十三条第三項」に改める。

第二十九条中「第三十九条第一項第五号において「職業家庭両立推進者」という。」を削る。

第六章を第九章とする。

第十九条第一項中「この条」の下に「及び第二十条の二」を加える。

第五章中第二十条の次に次の一条を加える。

第二十条の二 事業主は、労働者が第十九条第一項(前条第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定による請求をし、又は第十九条第一項の規定により

当該事業主が当該請求をした労働者について深夜において労働させてはならない場合に当該労働者が深夜において労働しなかったことを理由として、当該労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

第五章を第八章とする。

第十七条第一項中「次項」の下に「及び第十八条の二」を加え、同項第二号を削り、同項第三号中「前二号」を「前号」に改め、同号を同項第二号とし、同条第二項中「同項」を「第四項」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、この項前段に規定する制限期間については、第十六条の八第二項前段に規定する制限期間と重複しないようにしなければならない。

第十八条第一項中「前条第一項(第二号を除く。)」を「前条第一項」に改め、第四章中同条の次に次の一条を加える。

第十八条の二 事業主は、労働者が第十七条第一項(前条第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定による請求をし、又は第十七条第一項の規定により

当該事業主が当該請求をした労働者について制限時間を超えて労働時間を延長してはならない場合に当該労働者が制限時間を超えて労働しなかったことを理由として、当該労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

第四章を第七章とする。

第十六条の二第二項中「五労働日」の下に「(その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が二人以上の場合にあつては、十労働日)」を加え、「又は」を「若しくは」に、「その子の世話」を「当該子の世話又は疾病の予防を図るために必

要なものとして厚生労働省令で定める当該子の世話」に改める。

第十六条の三第二項中「(第二号を除く。)」を削り、「準用する第六条第一項ただし書」を「準用する前項ただし書」に改める。

第三章の二を第四章とし、同章の次に次の二章を加える。

第五章 介護休暇

(介護休暇の申出)

第十六条の五 要介護状態にある対象家族の介護その他の厚生労働省令で定める世話を行う労働者は、その事業主に申し出ることにより、一の年度において五労働日(要介護状態にある対象家族が二人以上の場合にあつては、十労働日)を限度として、当該世話を行うための休暇(以下「介護休暇」という。)を取得することができる。

2 前項の規定による申出は、厚生労働省令で定めるところにより、当該申出に係る対象家族が要介護状態にあること及び介護休暇を取得する日を明らかにして、しなければならない。

3 第一項の年度は、事業主が別段の定めをする場合を除き、四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わるものとする。

(介護休暇の申出があつた場合における事業主の義務等)

第十六条の六 事業主は、労働者からの前条第

一項の規定による申出があつたときは、当該申出を拒むことができない。

2 第六条第一項ただし書及び第二項の規定は、労働者からの前条第一項の規定による申出があつた場合について準用する。この場合において、第六条第一項第一号中「一年」とあるのは「六月」と、同条第二項中「前項ただし書」とあるのは「第十六条の六第二項において準用する前項ただし書」と、「前条第一項及び第三項」とあるのは「第十六条の五第一項」と読み替えるものとする。

(準用)
第十六条の七 第十条の規定は、第十六条の五第一項の規定による申出及び介護休暇について準用する。

第六章 所定外労働の制限

第十六条の八 事業主は、三歳に満たない子を養育する労働者であつて、当該事業主と当該労働者が雇用される事業所の労働者の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、その事業所の労働者の過半数で組織する労働組合がないときはその労働者の過半数を代表する者との書面による協定で、次に掲げる労働者のうちこの項本文の規定による請求をできないものとして定められた労働者に該当しない労働者が当該子を養育するために請求した場合においては、所定労働時間を超えて労働させてはならない。ただし、事業の正

常な運営を妨げる場合は、この限りでない。

一 当該事業主に引き続き雇用された期間が一年に満たない労働者

二 前号に掲げるもののほか、当該請求をできないこととするについて合理的な理由があると認められる労働者として厚生労働省令で定めるもの

2 前項の規定による請求は、厚生労働省令で定めるところにより、その期間中は所定労働時間を超えて労働させてはならないこととなる一の期間(一年以上一年以内の期間に限る。第四項において「制限期間」という。)について、その初日(以下この条において「制限開始予定日」という。)及び末日(第四項において「制限終了予定日」という。)とする日を明らかにして、制限開始予定日の一月前までにしなければならない。この場合において、この項前段に規定する制限期間については、第十七条第二項前段に規定する制限期間と重複しないようにしなければならない。

3 第一項の規定による請求がされた後制限開始予定日とされた日の前日までに、子の死亡その他の労働者が当該請求に係る子の養育をしないこととなつた事由として厚生労働省令で定める事由が生じたときは、当該請求は、されなかつたものとみなす。この場合において、労働者は、その事業主に対して、当該事由が生じた旨を遅滞なく通知しなければならない

ない。

4 次の各号に掲げるいずれかの事情が生じた場合には、制限期間は、当該事情が生じた日(第三号に掲げる事情が生じた場合にあつては、その前日)に終了する。

一 制限終了予定日とされた日の前日までに、子の死亡その他の労働者が第一項の規定による請求に係る子を養育しないこととなつた事由として厚生労働省令で定める事由が生じたこと。

二 制限終了予定日とされた日の前日までに、第一項の規定による請求に係る子が三歳に達したこと。

三 制限終了予定日とされた日までに、第一項の規定による請求をした労働者について、労働基準法第六十五条第一項若しくは第二項の規定により休業する期間、育児休業期間又は介護休業期間が始まつたこと。

5 第三項後段の規定は、前項第一号の厚生労働省令で定める事由が生じた場合について準用する。

第十六条の九 事業主は、労働者が前条第一項の規定による請求をし、又は同項の規定により当該事業主が当該請求をした労働者について所定労働時間を超えて労働させてはならない場合に当該労働者が所定労働時間を超えて労働しなかつたことを理由として、当該労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをして

はならない。

第六十一条の次に次の章名を付する。

第十三章 罰則

第六十七条の次に次の一条を加える。

第六十八条 第五十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

(雇用保険法の一部改正)

第二条 雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)の一部を次のように改正する。

第六十一条の四第二項中「同項」の下に「第六項において読み替えて適用する場合を含む。次項、第五項及び次条第二項において同じ。」を加え、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6 被保険者の養育する子について、当該被保険者の配偶者婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。第六十一条の六第一項において同じ。)が当該子の一歳に達する日以前の日にかつた日において当該子を養育するための休業をしている場合における第一項の規定の適用については、同項中「その一歳」とあるのは、「その一歳二か月」とする。

第六十一条の六第一項中「婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。」以下この項において同じ。)を削る。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第三条及び第六条の規定 公布の日
- 二 第一条中育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第三十八条及び第三十九条第一項の改正規定 平成二十二年四月一日

(常時百人以下の労働者を雇用する事業主等に関する暫定措置)

第二条 この法律の施行の際常時百人以下の労働者を雇用する事業主及び当該事業主に雇用される労働者については、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日までの間、第一条の規定による改正後の育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(以下「新法」という。)第五章、第六章及び第二十三条から第二十四条までの規定は、適用しない。この場合において、第一条の規定による改正前の育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第二十三条及び第二十四条の規定は、なおその効力を有する。

(育児休業の申出に関する経過措置)

第三条 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後において新法第九条の二第一項の規定

により読み替えて適用する新法第五条第一項又は第三項の規定による育児休業をするため、これらの規定による申出をしようとする労働者は、施行日前においても、これらの規定及び新法第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する新法第五条第四項の規定の例により、当該申出をすることができる。

(紛争の解決の促進に関する特例に関する経過措置)

第四条 この法律の施行の際現に個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律(平成十三年法律第百十二号)第六条第一項の紛争調整委員会又は同法第二十一条第一項の規定により読み替えて適用する同法第五条第一項の規定により指名するあつせん員に係属している同項(同法第二十一条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)のあつせんに係る紛争については、新法第五十二条の三(新法第六十条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第五条 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(検討)

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過し

た場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(健康保険法等の一部改正)

第八条 次に掲げる法律の規定中「第二十三条第一項の育児休業の制度に準ずる」を「第二十三条第二項の育児休業に関する制度に準ずる措置若しくは同法第二十四条第一項(第二号に係る部分に限る。)の規定により同項第二号に規定する育児休業に関する制度に準じて講ずる」に改める。

- 一 健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条の二第一項
- 二 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)第十九条第一項

- 三 私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)第二十二條第十項
- 四 厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)第二十三條の二第一項

- 五 児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)第二十一条第一項

(国家公務員共済組合法の一部改正)

第九条 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号)の一部を次のように改正する。

第五十二条の二第十項中「第二十三条第一項の育児休業の制度に準ずる」を「第二十三条第二項の育児休業に関する制度に準ずる措置若しく

は同法第二十四条第一項(第二号に係る部分に限る。)の規定により同項第二号に規定する育児休業に関する制度に準じて講ずる」に改める。

第六十八条の二第一項中「第二十三条第一項の育児休業の制度に準ずる」を「第二十三条第二項の育児休業に関する制度に準ずる措置及び同法第二十四条第一項(第二号に係る部分に限る。)の規定により同項第二号に規定する育児休業に関する制度に準じて講ずる」に改め、「この

項」の下に「及び次項」を加え、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項の規定により」を「第一項(前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定により」に、「前項の規定の」を「第一項の規定の」に、「次項を」第三項に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 組合員の養育する子について、当該組合員の配偶者がその子の一歳に達する日以前の日ずれの日において育児休業等(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第二条第一項の規定による育児休業を含む。)をしている場合における前項の規定の適用については、同項中「係る子が一歳」とあるのは「係る子が一歳二か月」と、「までの期間」とあるのは「までの期間(当該期間において当該育児休業等をした期間(一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律(平成六

年法律第三十三号)第十九条の規定による特別休暇(出産に関する特別休暇であつて政令で定めるものに限る。)の期間その他これに準ずる休業であつて政令で定めるものをした期間を含む。)が一年(当該財務省令で定める場合に該当するときは、一年六月。以下この項において同じ。)を超えるときは、一年」とする。

(地方公務員等共済組合法の一部改正)

第十条 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。

第四十四条第十項中「第二十三条第一項の育児休業の制度に準ずる」を「第二十三条第二項の(育児休業に関する制度に準ずる措置若しくは同法第二十四条第一項(第二号に係る部分に限る。))の規定により同項第二号に規定する育児休業に関する制度に準じて講ずる」に改める。

第七十条の二第三項を同条第四項とし、同条

第二項中「前項の規定により」を「第一項(前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。))の規定により」に、「前項の規定の」を「第一項の規定の」に、「次項」を「第三項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 組合員の養育する子について、当該組合員の配偶者がその子の一歳に達する日以前のいずれかの日において前項に規定する育児休業(国会職員の育児休業等に関する法律(平成三

年法律第八号)第三条第一項の規定による育児休業、国家公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第九号)第三条第一項(同法第二十七条第一項及び裁判所職員臨時措置法(昭和二十六年法律第二百九十九号)(第七号に係る部分に限る。))において準用する場合を含む。))の規定による育児休業又は裁判官の育児休業に関する法律(平成三年法律第一百一十号)第二条第一項の規定による育児休業を含む。))をしていする場合における前項の規定の適用については、同項中「係る子が一歳」とあるのは「係る子が一歳二か月」と、「までの期間」とあるのは「までの期間(当該期間において当該育児休業をした期間(その子の出生した日以後労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第六十五条第一項又は第二項の規定により休業した期間を含む。))が一年(当該財務省令で定める場合に該当するときは、一年六月。以下この項において同じ。))を超えるとときは、一年」とする。

第四十四条の二中「及び同法第二十三条第一項の育児休業の制度に準ずる」を「若しくは同法第二十三条第二項の育児休業に関する制度に準ずる措置若しくは同法第二十四条第一項(第二号に係る部分に限る。))の規定により同項第二号に規定する育児休業に関する制度に準じて講ずる」に改める。

第四十二条第二項の表第七十条の二第二項の項の次に次のように加える。

第七十条の二第二項

国家公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第九号)第三条第一項(同法第二十七条第一項及び裁判所職員臨時措置法(昭和二十六年法律第二百九十九号)(第七号に係る部分に限る。))において準用する場合を含む。))の規定による育児休業又は裁判官の育児休業に関する法律(平成三年法律第一百一十号)第二条第一項

その子の出生した日以後労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第六十五条第一項又は第二項の規定により休業した期間

国家公務員の育児休業等に関する法律第二十七条第一項及び裁判所職員臨時措置法(昭和二十六年法律第二百九十九号)(第七号に係る部分に限る。))において準用する場合を含む。))の規定による育児休業、裁判官の育児休業に関する法律(平成三年法律第一百一十号)第二条第一項の規定による育児休業又は地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第十号)第二条第一項

一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律(平成六年法律第三十三号)第十九条の規定による特別休暇(出産に関する特別休暇であつて政令で定めるものに限る。))の期間

第四百四十二条第二項の表第七十条の三第一項の項中「平成六年法律第三十三号」を削る。
(社会保険労務士法の一部改正)

第十一条 社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号の四中「第十八条第一項」の下に、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第五十二条の五第一項」を加える。

別表第二十号の十七中「(平成三年法律第七十六号)」を削る。

(調整規定)

第十二条 施行日が被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十一年法律第 号)の施行の日前である場合には、附則第八条第三号中「第十二条第十項」とあるのは「第二十二條第九項」とし、附則第九条のうち国家公務員共済組合法第五十二条の二第十項の改正規定中「第五十二条の二第十項」とあるのは「第四十二條第九項」とし、附則第十条のうち次の表の上欄に掲げる地方公務員等共済組合法の改正規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第四十四条第十項及び第七十条の二の改正規定			
第四十四条第十項中「第二十三条第一項の育児休業の制度に準ずる」を「第二十三条第二項の育児休業に関する制度に準ずる措置若しくは同法第二十四条第一項(第二号に係る部分に限る。)の規定により同項第二号に規定する育児休業に関する制度に準じて講ずる」に改める。	第七十条の二第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項の規定により」を「第一項(前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定により」に、「前項の規定の」を「第一項の規定の」に、「次項」を「第三項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。	第四十四条第十項中「第二十三条第一項の育児休業の制度に準ずる」を「第二十三条第二項の育児休業に関する制度に準ずる措置若しくは同法第二十四条第一項(第二号に係る部分に限る。)の規定により同項第二号に規定する育児休業に関する制度に準じて講ずる」に改める。	第七十条の二第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項の規定により」を「第一項(前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定により」に、「前項の規定の」を「第一項の規定の」に、「次項」を「第三項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。
2 組合員の養育する子について、当該組合員の配偶者がその子の一歳に達する日以前のいずれかの日において前項に規定する育児休業(国会職員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百八号)第三十一条の規定による育児休業、国家公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百九号)第三	2 組合員の養育する子について、当該組合員の配偶者がその子の一歳に達する日以前のいずれかの日において前項に規定する育児休業(国会職員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百八号)第三十一条の規定による育児休業、国家公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百九号)第三	2 組合員の養育する子について、当該組合員の配偶者がその子の一歳に達する日以前のいずれかの日において前項に規定する育児休業(国会職員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百八号)第三十一条の規定による育児休業、国家公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百九号)第三	2 組合員の養育する子について、当該組合員の配偶者がその子の一歳に達する日以前のいずれかの日において前項に規定する育児休業(国会職員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百八号)第三十一条の規定による育児休業、国家公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百九号)第三
第百十四条の二の改正規定	第百十四条の二	第百十四条の二第二項	
条第一項(同法第二十七条第一項及び裁判所職員臨時措置法(昭和二十六年法律第百九十九号)(第七号に係る部分に限る。)において準用する場合を含む。)の規定による育児休業又は裁判官の育児休業に関する法律(平成三年法律第百十一号)第二条第一項の規定によ	条第一項(同法第二十七条第一項及び裁判所職員臨時措置法(昭和二十六年法律第百九十九号)(第七号に係る部分に限る。)において準用する場合を含む。)の規定による育児休業又は裁判官の育児休業に関する法律(平成三年法律第百十一号)第二条第一項の規定によ	る育児休業を含む。)をしてい	る育児休業を含む。)をしてい
		合における前項の規定の適用につ	合における前項の規定の適用につ
		いては、同項中「係る子が一歳」と	いては、同項中「係る子が一歳」と
		あるのは「係る子が一歳二か月」	あるのは「係る子が一歳二か月」
		と、「までの期間」とあるのは「ま	と、「までの期間」とあるのは「ま
		での期間(当該期間において当該	での期間(当該期間において当該
		育児休業をした期間(その子の出	育児休業をした期間(その子の出
		生した日以後労働基準法(昭和二	生した日以後労働基準法(昭和二
		十二年法律第四十九号)第六十五	十二年法律第四十九号)第六十五
		条第一項又は第二項の規定により	条第一項又は第二項の規定により
		休業した期間を含む。)が一年(当	休業した期間を含む。)が一年(当
		該総務省令で定める場合に該当す	該総務省令で定める場合に該当す
		るときは、一年六月。以下この項	るときは、一年六月。以下この項
		において同じ。)を超えるときは、	において同じ。)を超えるときは、
		一年」とする。	一年」とする。

理 由

我が国における急速な少子化の進行等を踏まえ、労働者が就業しつつ子の養育又は家族の介護を行うための環境を整備し、その雇用の継続を図ることが一層重要となつていくことにかんがみ、育児休業に関する制度及び子の看護休暇に関する制度の見直し等を行うとともに、介護休業に関する制度及び所定外労働の制限に関する制度を設ける等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、急速な少子化の進行等を踏まえ、男女ともに育児又は介護をしながら働き続けることができる環境の整備を図るため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 1 事業主は、三歳までの子を養育する労働者に対し、当該労働者から請求があつたときは所定労働時間を超えて労働させてはならないものとするともに、所定労働時間の短縮措置を講じなければならないものとする。
- 2 出産後八週間以内に育児休業を取得した場合、特例として、再度の育児休業を取得できるものとする。

- 3 父母がともに育児休業を取得する場合、特例として、当該子が一歳二か月に達するまでの間にそれぞれ一年間育児休業を取得できるものとする。

- 4 子の看護休暇について、その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が一人の場合には年五日、二人以上の場合には年十日を限度として、当該休暇を取得できるものとする。

- 5 要介護状態にある家族の介護等を行う労働者について、対象家族が一人の場合は年五日、二人以上の場合には年十日を限度とする介護休暇制度を創設すること。

- 6 都道府県労働局長による紛争解決の援助や調停の仕組みを創設するとともに、厚生労働大臣の勧告に従わない場合の公表制度及び虚偽の報告をした者等に対する過料を創設すること。

- 7 この法律は、一部を除き、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。なお、常時百人以下の労働者を雇用する事業主及び当該事業主に雇用される労働者については、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日までの間、1及び5は、適用しないこと。
- 二 議案の修正議決理由
- 急速な少子化の進行等を踏まえ、男女ともに育児又は介護をしながら働き続けることができ

る環境の整備を図るため、所要の措置を講じることは、時宜に適するものと認めるが、都道府県労働局長による紛争解決の援助等に係る規定を早期に施行する必要があると認め、本案は、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した。

なお、本修正は、自由民主党、民主党・無所属クラブ、公明党及び社会民主党・市民連合の四党派共同提案により行われたものである。

また、本案に対し、日本共産党の提案により、育児休業給付及び介護休業給付の支給率を賃金日額の六割に引き上げること等を内容とする修正案が提出されたが、賛成少数をもつて否決された。この修正案に対し、国会法第五十七条の三の規定に基づき、内閣を代表して舩添厚生労働大臣から、「政府としては反対である。」旨の意見が述べられた。

また、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成二十一年六月十二日

厚生労働委員長 田村 憲久
衆議院議長 河野 洋平殿

(別紙)

(小字及びーは修正)

(育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正)

第 九 条 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成二年法律第七十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第八章 雑則(第五十三条―第六十七条)」を「第八章 紛争の解決(第五十二條の二―第五十二條の四) 章 雑則(第五十三條―第六十八條)」に改める。

第二章第一号中「及び第二十九條を、第二十九條及び第八章に改める。」

第五十六條の次に次の一條を加える。

(公表)

第五十六條の二 厚生労働大臣は、第六條第一項(第十二條第二項及び第六條の三第二項において準用する場合を含む。)、第十條(第十六條及び第十六條の四において準用する場合を含む。)、第十二條第一項、第十六條の三第一項、第十七條第一項(第十八條第一項において準用する場合を含む。)、第十九條第一項(第二十條第一項において準用する場合を含む。)、第二十三條、第二十六條又は第五十二條の四第二項の規定に違反している事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

第六十條第一項中「第三十六條から第五十四條まで」を「第七章第二節、第五十三條、第五十四條」に改め、同条第二項中「国土交通大臣」との下に「、第五十二條の二中「第二章から第五章まで」とあるのは「第二章から第三章の二まで、第五章」と、第五十二條の四第一項及び第五十八條中「都道府県労働局長」とあるのは「地方運輸局長(運輸監理部長を含む。)」と、第五十六條の二中「第十六條の三第一項、第十七條第一項(第十八條第一項において準用する場合を含む。)」とあるのは「第十六條の三第一項」とを加え、「第五十八條中「都道府県労働局長」とあるのは「地方運輸局長(運輸監理部長を含む。)」とを削る。

第六十一條第一項中「第三十條」の下に「、前章を、」第五十六條の下に「、第五十六條の二」を加え、「及び第六十五條を、」第六十五條及び第六十八條に改める。

第六十一條の前の見出しを削る。

第八章を第九章とし、第七章の次に次の一章を加える。

第八章 紛争の解決

(苦情の自主的解決)

第五十二條の二 事業主は、第二章から第五章まで、第二十三條及び第二十六條に定める事項に関し、労働者から苦情の申

出を受けたときは、苦情処理機関（事業主を代表する者及び当該事業所の労働者を代表する者を構成員とする当該事業所の労働者の苦情を処理するための機関をいう。）に対し当該苦情の処理をゆだねる等その自主的な解決を図るように努めなければならない。

（紛争の解決の促進に関する特例）

第五十二条の三 前条の事項についての労働者と事業主との間の紛争については、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平成十三年法律第百二十二号）第四条の規定は適用せず、次条に定めるところによる。

（紛争の解決の援助）

第五十二条の四 都道府県労働局長は、前条に規定する紛争に関し、当該紛争の当事者の双方又は一方からその解決につき援助を求められた場合には、当該紛争の当事者に対し、必要な助言、指導又は勧告をすることができる。

2 事業主は、労働者が前項の援助を求めたことを理由として、当該労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

第六十一条の次に次の章名を付する。

第十章 罰則

第六十七條の次に次の一條を加える。

第六十八條 第五十六條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

第一章 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三章の二 子の看護休暇（第十六

条の二―第十六条の四）」を「第四章 子の看護休暇（第十六条の五―第十六条の七）」とし、

「第四章」を「第七章」に、「第十八条」を「第二十条」を「第二十条の二」に、「第六章」を「第九章」に、「第七章」を「第十章」に、「第八章

（紛争の解決の促進に関する特例）
第五十二条の三 前条の事項についての労働者と事業主との間の紛争については、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平成十三年法律第百二十二号）第四条の規定は適用せず、次条に定めるところによる。
（紛争の解決の援助）
第五十二条の四 都道府県労働局長は、前条に規定する紛争に関し、当該紛争の当事者の双方又は一方からその解決につき援助を求められた場合には、当該紛争の当事者に対し、必要な助言、指導又は勧告をすることができる。
2 事業主は、労働者が前項の援助を求めたことを理由として、当該労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。
第六十一条の次に次の章名を付する。
第十章 罰則
第六十七條の次に次の一條を加える。
第六十八條 第五十六條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。
第一章 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）の一部を次のように改正する。
目次中「第三章の二 子の看護休暇（第十六条の二―第十六条の四）」を「第四章 子の看護休暇（第十六条の五―第十六条の七）」とし、
「第四章」を「第七章」に、「第十八条」を「第二十条」を「第二十条の二」に、「第六章」を「第九章」に、「第七章」を「第十章」に、「第八章

「第十一章 第一節 第二節 第十三章」
紛争の解決（第五十二条の二―第五十二条の四）
調停（第五十二条の五―第五十二条の六）
罰則（第六十二条―第六十八条）

紛争の解決

紛争の解決の援助（第五十二条の二―第五十二条の四）
調停（第五十二条の五―第五十二条の六）
罰則（第六十二条―第六十八条）

（公表）

第五十六條の次に次の一條を加える。

第五十六條の二 厚生労働大臣は、第六條第一

項（第十二條第二項、第十六條の三第二項及び第十六條の六第二項において準用する場合

を含む。）、第十條（第十六條、第十六條の四及び第十六條の七において準用する場合を含む。）、第十二條第一項、第十六條の三第一

項、第十六條の六第一項、第十六條の八第一項、第十六條の九、第十七條第一項（第十八

條第一項において準用する場合を含む。）、第十八條の二、第十九條第一項（第二十條第一

項において準用する場合を含む。）、第二十條の二、第二十三條、第二十三條の二に改

め、第五十一條の四第二項の下に「第五十二條の五第二項において準用する場合を含む。」を加える。

第五十六條の次に次の一條を加える。

（公表）

第五十六條の二 厚生労働大臣は、第六條第一

項（第十二條第二項、第十六條の三第二項及び第十六條の六第二項において準用する場合

を含む。）、第十條（第十六條、第十六條の四及び第十六條の七において準用する場合を含む。）、第十二條第一項、第十六條の三第一

項、第十六條の六第一項、第十六條の八第一項、第十六條の九、第十七條第一項（第十八

條第一項において準用する場合を含む。）、第十八條の二、第十九條第一項（第二十條第一

項において準用する場合を含む。）、第二十條の二、第二十三條、第二十三條の二に改

め、第五十一條の四第二項の下に「第五十二條の五第二項において準用する場合を含む。」を加える。

を含む。）、第十條（第十六條、第十六條の四

及び第十六條の七において準用する場合を含む。）、第十二條第一項、第十六條の三第一

項、第十六條の六第一項、第十六條の八第一

項、第十六條の九、第十七條第一項（第十八

條第一項において準用する場合を含む。）、第

十八條の二、第十九條第一項（第二十條第一

項において準用する場合を含む。）、第二十條

の二、第二十三條、第二十三條の二、第二十

六條又は第五十二條の四第二項（第五十二條

の五第二項において準用する場合を含む。）の

規定に違反している事業主に対し、前条の規定

による勧告をした場合において、その勧告

を受けた者がこれに従わなかったときは、そ

の旨を公表することができる。

第六十條第一項中「第四章、第三十六條」を

「第六章、第七章、第十章第二節、第五十二條

の六」に改め、同条第二項中「第六條第一項第

二号及び第三号」を「第六條第一項第二号」に、

「及び第十六條の三第二項」を「第十六條の三

第二項及び第十六條の六第二項」に、「並びに

第三項、第七條」を「及び第三項、第七條」に改

め、「第九條第二項第一号及び第三項」の下に

「第九條の二第一項」を加え、「第十六條の二

十二年法律第百号）第八十七條第一項若しくは

第二項の規定により作業に従事しない」とを

「第五條第二項中「労働基準法（昭和二十二年法

律第四十九号）第六十五條第二項の規定により

休業した」とあるのは「船員法（昭和二十二年法

律第百号）第八十七條第二項の規定により作業

に従事しなかった」と、第九條第二項第三号」

に、「第二十八條」を「第九條の二第一項中「労働

基準法第六十五條第一項又は第二項の規定により

休業した」とあるのは「船員法第八十七條第一

項又は第二項の規定により作業に従事しなかつ

た」と、第二十三條第二項中「労働基準法第三十

二條の三の規定により労働させること」とある

のは「短期間の航海を行う船舶に乗り組ませる

こと」と、同項及び第二十四條第一項中「始業時

刻変更等の措置」とあるのは「短期間航海船舶に

乗り組ませること等の措置」と、同項第三号中

「制度、第六章の規定による所定外労働の制限

に関する制度」とあるのは「制度」と、第二十八

條に、〇「第五十七條中「第三項第一号、第十

三條の二、第五十二條の五第二項」を「第三項

第一号、第五十二條の五第二項」に改め、同条

第三項の二、第五十二條の五第二項」に改め、

るのは「並びに第二十三条」と、「労働政策審議会」とあるのは「交通政策審議会」と、第五十八條中「都道府県労働局長」とあるのは「地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）」を「第五十二條の二中「第二章から第八章まで」とあるのは「第二章から第五章まで、第八章」と、第五十二條の三中「から第五十二條の六まで」とあるのは「第五十二條の五及び第六十條第三項」と、第五十二條の四第一項、第五十二條の五第一項及び第五十八條中「都道府県労働局長」とあるのは「地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）」と、同項中「第六十條第一項の紛争調整委員会」とあるのは「第二十一條第三項のあつせん員候補者名簿に記載されている者のうちから指名する調停員」と、第五十六條の二中「第六十條の六第一項、第六十條の八第一項、第六十條の九、第七十條第一項（第十八條第一項において準用する場合を含む。）、第十八條の二」とあるのは「第六十條の六第一項」と、第五十七條中「第六十條の五第一項、第六十條の八第一項第二号、第三項及び第四項第一号、第七十條第一項第二号、第三項及び第四項第一号（これらの規定を第十八條第一項において準用する場合を含む。）」とあるのは「第六十條の五第一項」と、「第二十三條並びに第三十九條第一項第二号及び第二項」とあるのは「並びに第二十三條」と、「労働政策審議会」とあるのは「交通政策審議会」に改め、同条に次の一項を加える。

3 (略)

第六十一條第一項中「第六章」を「第九章」に改め、「第三十條」の下に「前章」を、「第五十六條」の下に「第五十六條の二」を加え、「及び第六十五條」を「第六十五條及び第六十八條」に改め、同条第三項中「以下この条において同じ」を削り、同条第六項中「独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人」という。（以下この条において「特定独立行政法人」という。）を加え、「以下この条において「特定独立行政法人職員」という」を削り、「職員」との下に「公務」とあるのは「業務」とを加え、同条第七項中「除く。以下この条において同じ。」がその要介護家族の介護をするための休業を「除く。」に改め、同条第八項中「国家公務員」の下に「国家公務員法第八十一條の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める者以外の常時勤務することを要しない国家公務員にあつては、第六十條の三第二項において準用する第六十條第一項ただし書の規定を適用する」としたならば第六十條の三第二項において読み替えて準用する第六十條第一項ただし書各号のいずれにも該当しないものに限る。」を加え、「又は」を「若しくは」に、「その子の世話」を「当該子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして第六十條の二第一項の厚生労働省令で定める当該子の世話」に改め、同条第九項中「五日」の下に「（同項に規定する国家公務員が養育する小学校就学の始期に達するまでの子が二人以上の場合にあつては、十

日）を加え、同条第十一項中「特定独立行政法人職員」を「特定独立行政法人の職員（国家公務員法第八十一條の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める者以外の常時勤務することを要しない職員にあつては、第六十條の三第二項において準用する第六十條第一項ただし書の規定を適用する」としたならば第六十條の三第二項において読み替えて準用する第六十條第一項ただし書の規定を適用する）」に、「特定独立行政法人職員」と、「特定独立行政法人の職員」と、「要しない国家公務員」とあるのは「要しない職員」と、「当該特定独立行政法人職員」を「当該職員」に改め、「独立行政法人通則法第二条第二項に規定する」を削り、「前項」を「第九項中「国家公務員」とあるのは「職員」と、前項に、「特定独立行政法人職員」と読み替えるを「職員」と、「公務」とあるのは「業務」と読み替えるに改め、同条第十二項中「地方公務員法第四條第一項に規定する職員」の下に「（同法第二十八條の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員以外の非常勤職員にあつては、第六十條の三第二項において準用する第六十條第一項ただし書の規定を適用する」としたならば第六十條の三第二項において読み替えて準用する第六十條第一項ただし書各号のいずれにも該当しないものに限る。）」を、「受ける国家公務員」の下に「（国家公務員法第八十一條の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める者以外の常時勤務することを要しない国家

公務員」を、「地方公務員法第四條第一項に規定する職員」の下に「（同法第二十八條の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員以外の非常勤職員）を加え、同条第二十四項を同条第三十二項とし、同条第二十三項中「（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第三十七條第一項に規定する県費負担教職員については、市町村の教育委員会）を削り、「養育する地方公務員法」を「養育する同法」に改め、同項を同条第三十一項とし、同条第二十二項中「特定独立行政法人職員」を「特定独立行政法人の職員」に改め、同項を同条第三十項とし、同条第二十一項中「独立行政法人通則法第二条第二項に規定する」を削り、「特定独立行政法人職員」を「当該特定独立行政法人の職員」に改め、同項を同条第二十九項とし、同条第二十項を同条第二十八項とし、同条第十九項を同条第二十七項とし、同条第十八項中「第七十條第一項第一号又は第三号」を「第七十條第一項各号」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第十七項中「（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第三十七條第一項に規定する県費負担教職員については、市町村の教育委員会は、地方公務員法を「は、同法」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第十六項中「特定独立行政法人職員」を「特定独立行政法人の職員」に、「第十七條第一項第一号又は第三号」を「第十七條第一項各号」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第十五項中「独立行政

法人通則法第二条第二項に規定する」を削り、「特定独立行政法人職員」を、「当該特定独立行政法人の職員」に、「当該特定独立行政法人職員」を「当該職員」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第十四項中「第十七条第一項第一号又は第三号」を「第十七条第一項各号」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第十三項を同条第二十一項とし、同条第十二項の次の八項を加える。

- 13 (略)
14 (略)
15 (略)
16 (略)
17 (略)
18 (略)
19 (略)
20 (略)

第六十二条の前の見出しを削る。

第八章を第十二章とする。

第五十二条の二中「第五章」を「第八章」に改め、「第二十三条の下に」「第二十三条の二を加え、第八章中同条の前に次の節名を付する。

第一節 紛争の解決の援助

第五十二条の三中「第四章」の下に「第五章及び第十二条から第十九条まで」を、「次条の下に」から第五十二条の六まで」を加える。

第八章中第五十二条の四の次の一節を加える。

第二節 調停

(調停の委任)

第五十二条の五 都道府県労働局長は、第五十二条の二に規定する紛争について、当該紛争の当事者の双方又は一方か

ら調停の申請があつた場合において当該紛争の解決のために必要があると認めるときは、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律第六条第一項の紛争調整委員会に調停を行わせるものとする。

2 前条第二項の規定は、労働者が前項の申請をした場合について準用する。

(調停)

第五十二条の六 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和四十七年法律第百十三号)第十九条、第二十条第一項及び第二十一条から第二十六条までの規定は、前条第一項の調停の手続について準用する。この場合において、同法第十九条第一項中「前条第一項」とあるのは「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第五十一条の五第一項」と、同法第二十条第一項中「関係当事者」とあるのは「関係当事者又は関係当事者」と同一の事業所に雇用される労働者その他の参考人と、同法第二十五条第一項中「第十八条第一項」とあるのは「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第五十二条の五第一項」と読み替えるものとする。

第八章を第十一章とする。

第七章を第十章とし、同章の次に次の一章を加える。

第十一章 紛争の解決

第一節 紛争の解決の援助

(苦情の自主的解決)

第五十二条の二 事業主は、第二章から第八章まで、第二十三条、第二十三条の二及び第二十六条に定める事項に関し、労働者から苦情の申出を受けたときは、苦情処理機関(事業主を代表する者及び当該事業所の労働者を代表する者を構成員とする当該事業所の労働者の苦情を処理するための機関をいう。)に対し当該苦情の処理をゆだねる等その自主的な解

決を図るように努めなければならない。

(紛争の解決の促進に関する特例)

第五十二条の三 前条の事項についての労働者と事業主との間の紛争については、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律(平成十三年法律第百十二号)第四条、第五条及び第十二条から第十九条までの規定は適用せず、次条から第五十二条の六までに定めるところによる。

(紛争の解決の援助)

第五十二条の四 都道府県労働局長は、前条に規定する紛争に関し、当該紛争の当事者の双方又は一方からその解決につき援助を求められた場合には、当該紛争の当事者に対し、必要な助言、指導又は勧告をすることができ

2 事業主は、労働者が前項の援助を求めたことを理由として、当該労働者に対して解雇その他の不利益な取扱いをしてはならない。

第二節 調停

(調停の委任)

第五十二条の五 都道府県労働局長は、第五十二条の三に規定する紛争について、当該紛争の当事者の双方又は一方から調停の申請があつた場合において当該紛争の解決のために必要があると認めるときは、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律第六条第一項の紛争調整委員会に調停を行わせるものとする。

2 前条第二項の規定は、労働者が前項の申請をした場合について準用する。

(調停)

第五十二条の六 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和四十七年法律第百十三号)第十九条、第二十条第一項及び第二十一条から第二十六条までの規定は、前条第一項の調停の手続について準用する。この場合において、同法第十九条第一項中「前条第一項」とあるのは「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第五十二条の五第一項」と、同法第二十条第一項中「関係当事者」とあるのは「関係当事者又は関係当事者」と同一の事業所に雇用される労働者その他の参考人と、同法第二十五条第一項中「第十八条第一項」とあるのは「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第五十二条の五第一項」と読み替えるものとする。

第六十一条の次に次の章名を付する。

第十三章 罰則

第六十七条の次に次の一条を加える。

第六十八条 第五十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

(雇用保険法の一部改正)

第二條 (略)

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第三条及び第六条の規定 公布の日
二 第一条及び附則第五条の規定 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

二 第一条中「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」のうちに

家族介護を行う労働者の福祉に関する法律
目次の改正規定(第八章 紛争の解決(第五十二條の二)第三十八條及び第三十九條第一項の改正規定

五十二條の四)を「第一章 紛争の解決(第五十二條の二)第三十八條及び第三十九條第一項の改正規定
〇並びに附則第四条及び第五十一條の規定
平成二十二年四月一日

五十二條の四)に改める部分に限る。)、第五十二條の六)に改める部分に限る。)、第五十二條の六)に改める部分に限る。)、第五十二條の六)に改める部分に限る。)

六条の二の改正規定(第五十二條の四第二項の下に(第五十二條の五第二項において準用する場合を含む。))を加える部分に限る。)、第六十條第一項の改正規定(第五十三條、第五十四條を「第五十二條の六から第五十四條まで」に改める部分に限る。)、同条第二項の改正規定(第五十二條の四第一項及び第五十八條中「都道府県労働局長」とあるのは「地方運輸局長(運輸監理部長を含む。))」を「第五十二條の三から第五十二條の六まで」とあるのは「第五十二條の五及び第六十條第三項と、第五十二條の四第一項、第五十二條の五第一項及び第五十八條中「都道府県労働局長」とあるのは「地方運輸局長(運輸監理部長を含む。))」と、同項中「第六十條第一項の紛争調整委員会」とあるのは「第二十一條第三項のあつせん員候補者名簿に記載されている者のうちから指名する調停員に改める部分に限る。))」同条に一項を加える改正規定、第八章中第五十二條の二の前に節名を付する改正規定、第五十二條の三の改正規定、第八章中第五十二條の四の次に一節を加える改正規定、第三十八條の改正規定

(常時百人以下の労働者を雇用する事業主等に関する暫定措置)

第二条 この法律の施行の際常時百人以下の労働者を雇用する事業主及び当該事業主に雇用される労働者については、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日までの間、第一条の規定による改正後の育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(以下「新法」という。))第五章、第六章及び第二十三條から第二十四條までの規定は、適用しない。この場合において、第一条の規定による改正前の育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第二十三條及び第二十四條の規定は、なおその効力を有する。

(紛争の解決の促進に関する特例に関する経過措置)

第四条 附則第一条第三号に掲げる規定
この法律の施行の際現に個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律(平成十三年法律第百二十二号)第六條第一項の紛争調整委員会又は同法第二十一條第一項の規定により読み替えて適用する同法第五條第一項の規定により指名するあつせん員に係属している同項(同法第二十一條第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))のあつせんに係る紛争については、新法第五十二條の三(新法第六十條第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第五条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日
施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(別紙)

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一 本法の実効性を高める観点から、事業主に對する周知徹底を図るとともに、育児休業請求等を理由とする解雇や職場復帰の拒否等の不利益取扱いが急増している事態に對し、都道府県労働局は、事業主に対する法令順守に向けた指導・監督を強化すること。その際、法令違反に對しては、新たに措置される企業名の公表制度等を十分活用し、厳正に對応すること。

二 育児休業に係る紛争を未然に防止するため、育児休業申出書の提出及び育児休業取扱通知書の交付の実態を調査するとともに、普及を促進すること。併せて、休業を申し出た労働者の休業中の待遇及び休業後の労働条件等が明らかとなるよう指導を強化すること。

四 有期契約労働者についても、育児休業等の両立支援制度が利用できるよう、制度の周知徹底に特段の配慮を行うなど取得促進策を講ずるとともに、有期契約労働者への制度の適用範囲の在り方について引き続き検討すること。また、育児休業等の取得等を理由とした派遣労働者に対する不利益取扱いを防止するなど、非正規労働者が働きながら子育てができる環境の整備を促進すること。

五 育児休業等の申出や取得等を理由とする正社員から有期雇用への切下げ、有期契約の雇止め、契約期間の短縮などの不利益取扱いが行われないよう、指導を強化すること。

六 ひとり親家庭における育児に配慮し、ひとり親家庭の育児休業期間及び子の看護休暇の日数の延長について、引き続き検討するとともに、病児保育を含む保育サービスの拡充その他の支援の強化を速やかに検討すること。

七 仕事と生活の調和の実現に向け、「仕事と生活の調和推進のための行動指針」に掲げられた男性の育児休業取得率を二〇一七年までに一〇%にするという政府目標を踏まえつつ、男性の育児休業について本法により新たに措置される事項を周知徹底するほか、引き続き長時間労働の抑制や男性の育児休業取得促進に向けた社会全体の気運醸成に取り組むこと。

八 出産を機に退職する女性が約七割に達するという状況が改善されていないことを踏まえ、女

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律案及び

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律案及び

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律案及び

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律案及び

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律案及び

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律案及び

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律案及び

性労働者の継続就業の実態を正確に把握し、継続就業率を実質的に上昇させるよう努めること。

九 仕事と家庭の両立支援の観点から、所定労働時間の短縮及び所定外労働の制限については、対象となる子の年齢を小学校就学前まで拡大することを検討するとともに、認可保育所の大幅な定員増、放課後児童クラブの拡充など、保育の質を維持しつつ地域における子育て支援施策を充実・強化すること。

十 労働者ができるだけ自らのニーズに即した制度を利用できるようにする観点から、本法により選択的措置義務から努力義務となる始業時刻変更等の措置についても引き続き普及促進を図ること。

十一 子の看護休暇及び介護休暇について、その必要に応じて休暇を取得することができるよう、取得要件の緩和を行うとともに、取得しやすい手続とすること。また、半日単位や時間単位でも取得できるような柔軟な制度とすることについて検討を行うこと。

十二 家族の介護を理由とする離職者が多数にのぼる状況を勘案し、仕事と介護の両立を実現するために必要な働き方について介護サービスとの関わりも含め検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。

十三 育児休業中の労働者に対する経済的支援の充実について、速やかに検討すること。

十四 育児休業等を理由とする解雇等の不利益取

扱いについて相談があった場合に、雇用均等室において的確かつ迅速に対応することができるよう、企業への適切な指導手法の検討や職員の資質の向上を図ること。

十五 本法による改正後の法の円滑な施行を図るため、雇用均等室の体制を整備すること。また、雇用均等室をはじめとする都道府県労働局の組織の在り方については、国民サービスの維持、労働者保護の実効性の確保、事業所の実態把握や機動的な指導、都道府県等との雇用対策の一体的推進等を図る観点から、現行の都道府県単位の組織体制の存続も含め、慎重に検討すること。

臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案

右の議案を提出する。

平成十八年三月三十一日

提出者

中山 太郎

河野 太郎

富岡 勉

賛成者

井上 信治外二十名

津島 雄二

山内 康一

福島 豊

臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律

法律

臓器の移植に関する法律(平成九年法律第百四号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項を次のように改める。

医師は、次の各号のいずれかに該当する場合には、移植術に使用されるための臓器を、死体(脳死した者の身体を含む。以下同じ。)から摘出することができる。

一 死亡した者が生存中に当該臓器を移植術に使用されるために提供することを書面により表示している場合であつて、その旨の告知を受けた遺族が当該臓器の摘出を拒まないとき又は遺族がないとき。

二 死亡した者が生存中に当該臓器を移植術に使用されるために提供することを書面により表示している場合及び当該意思がないことを表示している場合以外の場合であつて、遺族が当該臓器の摘出について書面により承諾しているとき。

第六条第二項中「その身体から移植術に使用されるための臓器が摘出されることとなる者であつて」を削り、「ものを」を「者」に改め、同条第三項を次のように改める。

三 臓器の摘出に係る前項の判定は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、行うことができる。

一 当該者が第一項第一号に規定する意思を書面により表示している場合であり、かつ、当該者が前項の判定に従う意思がないことを表示している場合以外の場合であつて、その旨の告知を受けたその者の家族が当該判定を拒まないとき又は家族がないとき。

二 当該者が第一項第一号に規定する意思を書面により表示している場合及び当該意思がないことを表示している場合以外の場合であり、かつ、当該者が前項の判定に従う意思がないことを表示している場合以外の場合であつて、その者の家族が当該判定を行うことを書面により承諾しているとき。

第六条の次に次の一条を加える。
(親族への優先提供の意思表示)

第六条の二 移植術に使用されるための臓器を死亡した後に提供することを書面により表示している者又は表示しようとする者は、その意思の表示に併せて、親族に対し当該臓器を優先的に提供することを書面により表示することができる。

第七条中「前条」を「第六条」に改める。

第十七条の次に次の一条を加える。

(移植医療に関する啓発等)

第十七条の二 国及び地方公共団体は、国民があらゆる機会を通じて移植医療に対する理解を深めることができるよう、移植術に使用されるための臓器を死亡した後に提供することの有無を運転免許証及び医療保険の被保険者証等に記載することができることとする等、移植医療に関する啓発及び知識の普及に必要な施策を講ずるものとする。
附則第四条の前の見出しを削り、同条を次のように改める。

第四条 削除

附則第五条の前に見出しとして「(経過措置)」を付する。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して一年を経過した日から施行する。ただし、第六条の次に一条を加える改正規定及び第七条の改正規定並びに次項の規定は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

2 前項ただし書に規定する日からこの法律の施行の日の前日までの間における臓器の移植に関する法律附則第四条第二項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「第六条」とする。

3 この法律の施行前にこの法律による改正前の臓器の移植に関する法律附則第四条第一項に規定する場合に該当していた場合の眼球又は腎臓の摘出、移植術に使用されなかった部分の眼球又は腎臓の処理並びに眼球又は腎臓の摘出及び摘出された眼球又は腎臓を使用した移植術に関する記録の作成、保存及び閲覧については、なお従前の例による。

4 この法律の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(検討)

5 政府は、虐待を受けた児童が死亡した場合に当該児童から臓器(臓器の移植に関する法律第五条に規定する臓器をいう。)が提供されることのないよう、移植医療に係る業務に従事する者がその業務に係る児童について虐待が行われた疑いがあるかどうかを確認し、及びその疑いがある場合に適切に対応するための方策に関し検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

理 由

死亡した者が生存中に臓器を移植術に使用されるために提供することを書面により表示している場合及び当該意思がないことを表示している場合以外の場合であつて、遺族が当該臓器の摘出について書面により承諾しているときに、医師は、当該臓器を移植術に使用するために死体から摘出することができるとするとともに、移植術に使用されるための臓器を死亡した後に提供することを書面により表示している者又は表示しようとする者は、その意思の表示に併せて、親族に対し当該臓器を優先的に提供することを書面により表示することができることとし、あわせて国及び地方公共団体は、移植医療に関する啓発及び知識の普及に必要な施策を講ずる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案

右の議案を提出する。

平成十八年三月三十一日

提出者

石井 啓一

阿部 俊子

賛成者

井上 義久外二十名

臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律

臓器の移植に関する法律(平成九年法律第四百四号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「場合」の下に「(当該意思の表示が十二歳に達した日後においてなされた場合に限る。)」を加え、同条の次に次の一条を加える。

(親族への優先提供の意思表示)

第六条の二 移植術に使用されるための臓器を死亡した後に提供することを書面により表示している者又は表示しようとする者(十二歳に達した日後において当該意思を表示した者又は表示しようとする者に限る。)は、その意思の表示に併せて、親族に対し当該臓器を優先的に提供することを書面により表示することができる。

第七条中「前条」を「第六条」に改める。

第十七条の次に次の一条を加える。

(移植医療に関する教育の充実、啓発等)

第十七条の二 国及び地方公共団体は、国民があらゆる機会を通じて移植医療に対する理解を深

めることができるよう、学校、家庭その他の様々な場を通じて移植医療に関する教育の充実を図るとともに、移植術に使用されるための臓器を死亡した後に提供することを書面により表示している者又は表示しようとする者(十二歳に達した日後において当該意思を表示した者又は表示しようとする者に限る。)は、その意思の表示に併せて、親族に対し当該臓器を優先的に提供することを書面により表示することができる。

附 則

この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第十七条の次に一条を加える改正規定は、公布の日から起算して一年を経過した日から施行する。

理 由

死亡した者が生存中、臓器を移植術に使用されるために提供することを書面により表示した日後において書面により表示した場合であつて、その旨の告知を受けた遺族が当該臓器の摘出を拒まないとき又は遺族がないときに、医師は、移植術に使用されるための臓器を死体から摘出することができることとするとともに、移植術に使用されるための臓器を死亡した後に提供することを書面により

表示している者又は表示しようとする者は、その意思の表示に併せて、親族に対し当該臓器を優先的に提供する意思を書面により表示することができるとし、あわせて国及び地方公共団体は、移植医療に関する教育の充実を図るとともに、移植医療に関する啓発及び知識の普及に必要な施策を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案

右の議案を提出する。
平成十九年十二月十一日

提出者

金田 誠一 枝野 幸男

阿部 知子

賛成者

泉 健太外二十名

臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律

臓器の移植に関する法律(平成九年法律第百四号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

臓器等の移植に関する法律

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第一章 総則(第一条―第五条)

第二章 死体からの臓器等の摘出等(第六条―

第十条)

第三章 生体からの特定臓器の摘出等(第十条の二―第十条の五)

第四章 臓器売買の禁止等(第十一条―第十七条)

第五章 雑則(第十七条の二―第十九条)

第六章 罰則(第二十条―第二十五条)

附則

第一章 総則

第一条中「法律は」の下に、「臓器等の移植が人間の尊厳の保持及び人権の保障に重大な影響を与える可能性があることにかんがみを加え、臓器の」を「臓器等の」に、「臓器を」を「臓器等を」に改め、「死体」の下に「又は生体」を加え、「臓器売買」を「臓器等の売買」に改める。

第二条第一項中「臓器を」を「臓器等」に改め、同条第二項中「臓器を」を「臓器等」に改め、「提供は」の下に「本人の十分な理解に基づき」を加え、同条第三項中「臓器」を「臓器等」に改め、同条第四項中「係る」の下に「死亡した者から提供された臓器等を使用した」を加える。

第四条中「臓器」を「臓器等」に、「対し必要な」を「対し、移植術が当該移植術を受ける者の生命及び身体の機能に与える影響等について適切な」に改める。

第五条中「腎臓」の下に「脾臓」を加え、「及び眼球」を削り、同条に次の三項を加える。

2 この法律において「特定臓器」とは、臓器のうち、肺、肝臓、脾臓その他の厚生労働省令で定める内臓の一部及び腎臓の一側をいう。

3 この法律において「組織」とは、人の心臓弁、脾臓、眼球、皮膚、骨、血管その他細胞から構成される人体の部分(生殖に係する部分を除く。)であつて厚生労働省令で定めるものをいう。

4 この法律において「臓器等」とは、臓器及び組織をいう。

第五条の次に次の章名を付する。

第二章 死体からの臓器等の摘出等

第六条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「臓器の摘出」を付し、同条第一項中「を移植術を」を「臓器の移植術」に、「法律」を「章の規定」に改め、同条第二項中「全脳」を「脳全体のすべて」に、「停止する」を「喪失する」に改め、同条第三項中「当該者が第一項に規定する意思の表示に併せて前項による判定に従う意思を書面により表示している場合であつて、その旨の告知を受けたその者の家族が当該判定を拒まないとき又は家族がなるとき」を「次の各号のいずれにも該当する場合」に改め、同項に次の各号を加える。

一 当該者が第一項に規定する意思の表示に併せて前項による判定に従う意思を書面により表示している場合であつて、その旨の告知を受けたその者の家族が当該判定を拒まないとき又は家族がないとき。

二 当該者が、脳の器質的な障害により、深昏睡の状態(厚生労働省令で定める状態をいう。)及び自発呼吸を消失した状態にある場合

三 当該者について、脳の器質的な障害の原因

となる疾患が確実に診断されていて、当該疾患に対して行い得るすべての適切な治療を行った上で回復の可能性がないと認められる場合

四 その他厚生労働省令で定める場合

第六条の次に次の三条を加える。

第六条の二 医師は、死亡した者が生存中に心臓弁、脾臓その他の臓器に含まれる組織であつて厚生労働省令で定めるものを含む臓器を当該組織の移植術に使用されるために提供する意思を書面により表示している場合であつて、その旨の告知を受けた遺族が当該臓器の摘出を拒まないとき又は遺族がないときは、この章の規定に基づき、当該組織の移植術に使用されるための臓器を、前条第二項の脳死した者の身体以外の死体から摘出することができる。

(組織の摘出)

第六条の三 医師は、死亡した者が生存中に組織(前条に規定するものを除く。以下この条において同じ。)を移植術に使用されるために提供する意思を書面により表示している場合であつて、その旨の告知を受けた遺族が当該組織の摘出を拒まないとき又は遺族がないときは、この章の規定に基づき、移植術に使用されるための組織を、第六条第二項の脳死した者の身体以外の死体から摘出することができる。

(臓器等の摘出及び移植術が行われる病院等)

第六条の四 前三条の規定による臓器等の摘出及び当該臓器等又は当該臓器に含まれる組織を使

用した移植術は、厚生労働省令で定める基準を満たした病院又は診療所において行われるようにしなければならない。

第七条の見出し中「臓器」を「臓器等」に改め、同条中「前条」を「第六条から第六条の三まで」に、「臓器」を「臓器等」に改め、「関する手続」の下に「（以下この条及び第十七条の三第一項において「検視等」という。）を加え、「当該手続」を「当該検視等」に改める。

第八条中「第六条」の下に「から第六条の三まで」を加え、「臓器」を「臓器等」に改める。

第九条の見出し中「臓器」を「臓器等」に改め、同条中「第六条」の下に「から第六条の三まで」を加え、「臓器」を「臓器等」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、第十七条の四第一項の規定により研究に使用される場合は、この限りでない。

第十条第一項中「同条」の下に「から第六条の三まで」を加え、「臓器」を「臓器等」に、「を使用したを」若しくは当該臓器に含まれる組織を使用したに改め、同条第二項中「五年間」を「二十年間」に改め、同条第三項中「臓器」を「臓器等」に改め、同条の次に次の一章及び章名を加える。

第三章 生体からの特定臓器の摘出等

（生命及び身体への安全の確保）

第十条の二 移植術に使用されるための特定臓器の生体からの摘出に当たっては、当該特定臓器が摘出されることとなる者の生命及び身体への安全が最大限確保されなければならない。

（特定臓器の摘出等）

第十条の三 医師は、第五条第二項の厚生労働省令で定める内臓又は腎臓の機能に障害がある者（以下「移植対象者」という。）の親族（配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）又は二親等以内の血族に限る。以下この章において同じ。）が当該移植対象者に対する移植術に使用されるための特定臓器を提供する意思を書面により表示している場合当該親族が二十歳に達した日後に当該意思の表示をした場合に限る。）であつて、厚生労働省令で定める基準を満たした病院又は診療所の承認があつたときは、この章の規定に基づき、当該病院又は診療所において、当該移植対象者に対する移植術に使用されるための特定臓器を、当該親族から摘出することができる。

2 前項の承認は、同項の病院又は診療所が、厚生労働省令で定めるところにより、次の各号のいずれにも該当することを確認した場合に限り行うことができる。

一 特定臓器が摘出されることとなる者が当該移植対象者の親族であること。

二 当該親族が特定臓器を当該移植対象者に対する移植術に使用されるために提供する意思を書面により表示していること（当該親族が二十歳に達した日後に当該意思の表示をした場合に限る。）。

三 特定臓器の摘出が当該親族の生命及び身体への機能に重大な影響を与えるおそれがないと

の判定が、これを的確に行うために必要な知識及び経験を有する二人以上の医師（当該承認がなされた場合に当該親族から特定臓器を摘出し、又は当該特定臓器若しくは当該特定臓器に含まれる組織を使用した移植術を行うこととなる医師を除く。）の判断の一致によつて行われたこと。

四 医師が、移植対象者の親族が第二号の意思を書面により表示するまでに、当該親族に対し、特定臓器の摘出が当該親族の生命及び身体への機能に与える影響その他の当該親族からの特定臓器の摘出及び当該特定臓器又は当該特定臓器に含まれる組織を使用した移植術に関する事項であつて厚生労働省令で定める事項について、当該親族が十分理解できるように説明していること。

3 第一項の病院又は診療所において同項の承認の事務に従事する者であつて厚生労働省令で定めるものは、同項の承認がされたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該承認に係る事項が記載された書面を作成しなければならない。

4 第一項の承認に基づいて移植対象者の親族から特定臓器を摘出しようとする医師は、あらかじめ、当該親族に係る前項の書面の交付を受けなければならない。

5 第六条の四の規定は、第一項の規定により摘出された特定臓器又は当該特定臓器に含まれる組織を使用した移植術について準用する。

（使用されなかった部分の特定臓器の処理）

第十条の四 病院又は診療所の管理者は、前条の規定により摘出された特定臓器であつて移植術に使用されなかった部分の特定臓器を、厚生労働省令で定めるところにより処理しなければならない。

（記録の作成、保存及び閲覧）

第十条の五 第十条の三第三項に規定する者は、同条第一項の承認が行われた場合には、厚生労働省令で定めるところにより、承認に関する記録を作成しなければならない。

2 医師は、第十条の三の規定による特定臓器の摘出又は当該特定臓器若しくは当該特定臓器に含まれる組織を使用した移植術（以下この項において「摘出等」という。）を行った場合には、厚生労働省令で定めるところにより、摘出等に関する記録を作成しなければならない。

3 第一項の記録は第十条の三第一項の病院又は診療所の管理者が、前項の記録は病院又は診療所に勤務する医師が作成した場合にあつては当該病院又は診療所の管理者が、病院又は診療所に勤務する医師以外の医師が作成した場合にあつては当該医師が、二十年間保存しなければならない。

4 第十条第三項の規定は、前項の規定により第一項又は第二項の記録を保存する者について準用する。この場合において、同条第三項中「臓器等」とあるのは「特定臓器」と、「遺族」とあるのは「者」と読み替えるものとする。

第四章 臓器売買の禁止等

第十一条の見出し中「臓器売買」を「臓器等の売買」に改め、同条中「臓器」を「臓器等」に改める。

第十二条の見出し中「臓器」を「臓器等」に改め、

同条第一項中「限る。」の下に「若しくは移植術に

使用されるための第六条の三に規定する組織(第

六条第二項の脳死した者の身体以外の死体から摘

出されるもの又は摘出されたものに限る。)」を加

え、「その提供」を「それらの提供」に改め、「受け

ること」の下に「この項に規定する臓器に含まれ

る第六条の二に規定する組織の提供を受けること

を含む。」を加え、「臓器の」を「臓器等の」に改

め、同条第二項第二号中「臓器」を「臓器等」に改め

る。

第十三条中「臓器あつせん機関」を「臓器等あつ

せん機関」に、「臓器の」を「臓器等の」に改める。

第十四条、第十五条第一項、第十六条及び第十

七条中「臓器あつせん機関」を「臓器等あつせん機

関」に改め、同条の次に次の章名及び四条を加え

る。

第五章 雑則

(移植術を受けた者等の健康状態の把握)

第十七条の二 国は、第六条から第六条の三まで

の規定により摘出された臓器等若しくは当該臓

器に含まれる組織又は第十条の三の規定により

摘出された特定臓器若しくは当該特定臓器に含

まれる組織を使用した移植術を受けた者及び同

条の規定により特定臓器を摘出された者の適切

な健康管理に資するため、これらの者の健康に

関する情報に係るデータベースが整備されるこ
と等により、これらの者その他関係者がこれら
の者の当該移植術後の健康状態及び当該摘出後
の健康状態を的確に把握することができるよう
必要な措置を講ずるものとする。

(検証の実施)

第十七条の三 国は、この法律の規定による臓器

等の移植に関し、臓器等を提供する意思表示の

有効性、第六条第二項の脳死した者の身体から

臓器の摘出が行われた場合における同項の判定

の適正性及び同条第三項第一号の意思表示の有

効性、同条から第六条の三までの規定により臓

器等が摘出される前に検視等が行われた場合に

おける当該検視等の適正性、移植術の必要性、

移植術を受けた者及び特定臓器を摘出された者

の当該移植術後及び摘出後の健康状態その他必

要な事項の調査及び分析を通じて、適正な移植

医療の確保を図るための検証を行うものとな

る。

2 前項の検証を行う機関の設置その他同項の検

証に関し必要な事項については、別に法律で定

める。

(研究目的への転用等)

第十七条の四 医師その他の厚生労働省令で定め

る者は、死亡した者が生存中に第六条第一項、

第六条の二又は第六条の三に規定する意思の表

示に併せて死体から移植術に使用されるために

摘出された臓器等であつて移植術に使用されな

かった部分の臓器等が研究のために使用される

ことを承諾する意思を書面により表示している
ときは、厚生労働省令で定める要件を満たした
施設において、当該施設の承認があつた場合に
限り、当該使用されなかつた部分の臓器等を、
疾病の予防、診断及び治療の方法の開発その他
保健医療の向上に資する目的での研究に使用す
ることができる。

2 前項の承認は、厚生労働省令で定めるところ

により、行うものとする。

3 第六条から第六条の三までの規定による臓器

等の摘出が行われた病院又は診療所の管理者

は、当該摘出された臓器等であつて移植術に使

用されなかつた部分の臓器等を、当該病院又は

診療所以外の施設において行われようとする第

一項の規定による研究のために引き渡すとき

は、あらかじめ、当該死亡した者について同項

に規定する意思があつたことその他厚生労働省

令で定める事項について、厚生労働省令で定め

るところにより行われる当該病院又は診療所の

確認を受けなければならない。

4 第一項に規定する施設の管理者は、同項の規

定による研究のために提供され、又は引き渡さ

れた臓器等であつて不要となつた部分の臓器等

を、厚生労働省令で定めるところにより処理し

なければならない。

(研究用臓器等の引渡しに関する財産上の利益

の收受等の禁止)

第十七条の五 何人も、移植術に使用されるため

に摘出された臓器等であつて移植術に使用され

なかつた部分の臓器等のうち研究に使用される
ためのもの(以下この条において「研究用臓器
等」という。)を引き渡すこと又は引き渡したこ
との対価として、財産上の利益の供与を受けて
はならない。

2 何人も、研究用臓器等の引渡しを受けること

又は受けたことの対価として、財産上の利益を

供与してはならない。

3 何人も、研究用臓器等を引き渡すこと又はそ

の引渡しを受けることのアツせんをすること又

はアツせんをしたことの対価として、財産上の

利益の供与を受けてはならない。

4 何人も、研究用臓器等を引き渡すこと又はそ

の引渡しを受けることのアツせんを受けること

又はアツせんを受けたことの対価として、財産

上の利益を供与してはならない。

5 前各項の対価には、交通、通信、研究用臓器

等の保存若しくは移送又は研究等に要する費用

であつて、研究用臓器等を引き渡すこと若しく

はその引渡しを受けること又はそれらのアツせ

んをすることに関して通常必要であると認めら

れるものは、含まれない。

第十九条の次に次の章名を付する。

第六章 罰則

第二十条の前の見出しを削る。

第二十一条第一項中「第六条第五項」の下に「又

は第十条の三第三項」を加え、同条第二項中「した

者」の下に「又は第十条の三第四項の規定に違反し

て同条第三項の書面の交付を受けなくて特定臓器

の摘出をした者」を加える。

第二十二条中「臓器を〔臓器等〕に改め、同条の次に次の一条を加える。

第二十二條の二 第十七條の五第一項から第四項までの規定に違反した者は、百万円以下の罰金に処する。

第二十三條第一項第一号中「第九條」の下に、「第十條の四又は第十七條の四第四項」を加え、同項第二号中「第十條第一項」の下に「若しくは第十條の五第一項若しくは第二項」を加え、「同条第二項」を「第十條第二項若しくは第十條の五第三項」に改める。

第二十四條第一項中「第二十二條及び前條」を「及び第二十二條から前條まで」に改める。

附則第四條第一項中「第六條第一項」の下に「又は第六條の三」を加え、「同条第二項」を「第六條第二項」に改め、同条第二項中「中」前條」とあるのは「附則第四條第一項」と、第八條及び第九條中「第六條」を「から第九條までの規定中」第六條から第六條の三まで」に改め、「同条」の下に「から第六條の三まで」を、「附則第四條第一項の規定による」との下に、「第十七條の二中」第六條から第六條の三まで」とあるのは「附則第四條第一項」と、「若しくは当該臓器に含まれる組織又は第十條の三の規定により摘出された特定臓器若しくは当該特定臓器に含まれる組織を使用した移植術を受けた者及び同条の規定により特定臓器の摘出を受けた者」とあるのは「を使用した移植術を受けた者」と、「これらの者」とあるのは「その者」と、「当該

移植術後の健康状態及び当該摘出後」とあるのは「当該移植術後」と、第十七條の三第一項中「第六條第二項の脳死した者の身体から臓器の摘出が行われた場合における同項の判定の適正性及び同条第三項第一号の意思表示の有効性、同条から第六條の三まで」とあるのは「附則第四條第一項」と、「及び特定臓器を摘出された者の当該移植術後及び摘出後」とあるのは「の当該移植術後」とを加える。

附則第七條中「第六條」の下に「又は第六條の三」を加え、「臓器」を「臓器等」に、「第九條」を「第九條本文」に改める。

附則第八條中「第六條」の下に「又は第六條の三」を加え、「臓器」を「臓器等」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

(子どもについての臓器等の移植に関する制度に関する検討)

第二条 子どもについての臓器等(この法律による改正後の臓器等の移植に関する法律(以下「新法」という。))第五條第四項に規定する臓器等をいう。以下同じ。の移植に関する制度については、臓器等の移植に関し子どもの自己決定及び親の関与が認められる範囲、子どもについての脳死判定基準並びに虐待を受けた子どもからの臓器等の摘出を防止するために有効な仕組みの在り方を含めて多様な分野の専門家その他広く

国民の意見を求めつつ検討が加えられ、必要があると認められるときは、所要の措置が講ぜられるものとする。

2 前項の検討を行うに当たっては、児童の権利に関する条約の趣旨を踏まえ、子どもの人権の保障に配慮されなければならない。

(臓器等を摘出しようとする場合における検視等の制度に関する検討)

第三条 新法第六條から第六條の三まで又は附則第四條第一項の規定により死体から臓器等が摘出されようとする場合において当該死体について新法第七條に規定する検視等が行われるときにおける当該死亡した者が死亡した原因、死亡した状況等の究明を適切に行う方策については、速やかに検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

(経過措置)

第四条 この法律の施行の際この法律による改正前の臓器の移植に関する法律(以下「旧法」という。))第六條第一項の規定により同条第二項の脳死した者の身体から臓器(旧法第五條に規定する臓器をいう。以下この条、附則第七條及び第八條において同じ。の)摘出に着手している場合における当該臓器の摘出、当該摘出に係る礼意の保持、当該摘出及び当該臓器を使用した移植術に関する記録の作成並びに死体から摘出された臓器のあつせんの許可については、なお従前の例による。

施行後に終了する脳死した者の身体に係る判定から適用する。この場合において、この法律の施行前に着手した当該脳死した者の身体に係る判定に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

2 この法律の施行前に終了した旧法第六條第二項の判定が的確に行われたことを証する書面の作成及び当該判定に関する記録の作成については、なお従前の例による。

第六條 この法律の施行前に終了した旧法第六條第二項の判定に係る脳死した者の身体(以下「旧基準による脳死した者の身体」という。))からこの法律の施行後に臓器(新法第五條第一項に規定する臓器をいう。の)摘出に着手する場合における当該摘出、当該旧基準による脳死した者の身体からの臓器の摘出の制限、当該摘出に係る礼意の保持、当該摘出及び当該臓器に係る移植術に関する記録の作成並びに死体から摘出された臓器のあつせんの許可については、当該旧基準による脳死した者の身体を新法第六條第二項の脳死した者の身体とみなし、新法第六條第一項及び第六項、第七條、第八條、第十條第一項並びに第十二條の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)を適用する。この場合において、新法第六條第六項中「第二項の判定」とあるのは「臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律(平成十九年法律第 号。以下「改正法」という。))による改正前の臓器の移植に関する法律(以下「旧法」という。))第六條第二項の判

定」と、「前項の書面」とあるのは「旧法第六条第五項の書面(改正法附則第五条第二項の規定によりなお従前の例により作成された書面を含む。)」とする。

第七条 新法第九条及び第十七条の四の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)は、この法律の施行後に移植術に使用されるために死体(新法第六条第二項の脳死した者の身体(旧基準による脳死した者の身体を含む。))からの摘出に着手した臓器等であつて移植術に使用されなかつた部分の臓器等について適用し、この法律の施行前に移植術に使用されるために死体(旧法第六条第二項の脳死した者の身体を含む。))からの摘出に着手した臓器等であつて移植術に使用されなかつた部分の臓器のこの法律の施行後の処理については、なお従前の例による。

第八条 新法第十条第二項の規定(これに係る罰則を含む。)は、この法律の施行後に終了した新法第六条第二項の判定又はこの法律の施行後に着手した同条若しくは新法附則第四条第一項の規定による臓器等の摘出(附則第六条の規定により行われる旧基準による脳死した者の身体からの臓器等の摘出を含む。若しくは当該臓器等を使用した移植術に関する記録の保存について適用し、この法律の施行前に終了した旧法第六条第二項の判定又はこの法律の施行前に着手した旧法第六条若しくは附則第四条第一項の規定による臓器の摘出(附則第四条の規定によりな

お従前の例によることとされる臓器の摘出を含む。若しくは当該臓器を使用した移植術に関する記録の保存については、なお従前の例による。)

第九条 この法律の施行後に行われる旧基準による脳死した者の身体への処置については、当該旧基準による脳死した者の身体を新法第六条第二項の脳死した者の身体とみなし、新法附則第十一条の規定を適用する。

第十条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、厚生労働省令で定める。

(登録免許税法の一部改正)

第十二条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一第七十五号中「行う臓器」を「行う臓器等」に、「臓器の移植に関する法律」を「臓器等の移植に関する法律」に改める。

(組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正)

第十三条 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第百三十六号)の一部を次のように改正する。

別表第五十六号中「臓器の移植に関する法律」

を「臓器等の移植に関する法律」に、「臓器売買」を「臓器等の売買」に改める。

(厚生労働省設置法の一部改正)

第十四条 厚生労働省設置法(平成十一年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二十号中「臓器を臓器等」に改める。

理 由

我が国では人の死を極めて慎重にかつ礼節をもつて遇する伝統及び習慣があり、臓器の移植に関する法律の制定時においては脳死を人の死とはせずに臓器移植を認める法案も審議された経緯があつたことを踏まえれば、脳死した者の身体をどのように取り扱うかについては十分な慎重さが求められるべきであること並びに現行法下における脳死の判定に関して疑義が生じていること、生体間の臓器の移植では移植対象者の親族が臓器提供を拒むことが困難な場合があること等を踏まえれば、臓器等の移植が人間の尊厳の保持及び人権の保障に重大な影響を与える可能性があることにかんがみ、脳死の判定の基準及びその手続の適正化を図り、並びに組織についての移植及び生体間の臓器の移植について必要な規制を定めるとともに、移植術を受けた者等の健康状態の把握に関する規定及び臓器等の移植に関する検証に関する規定を設ける等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案

右の議案を提出する。

平成二十一年五月十五日

提出者

根本 匠 上川 陽子

谷畑 孝 西川 京子

三井 辨雄 笠 浩史

岡本 充功

賛成者 新井 悦二外二十五名

臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律

臓器の移植に関する法律(平成九年法律第百四号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「場合の下に(当該意思の表示が十五歳に達した日後においてなされた場合に限る。)」を加え、同条第六項中「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項中「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項中「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「限り」を削り、同項を同条第四項とし、同項の次に次の一項を加える。

5 前項に規定する場合のほか、臓器の摘出に係る第三項の判定は、当該者が同項による判定が行われる時に十五歳未満である場合において、第一項に規定する意思がないことを表示しているとき以外るときであり、かつ、第三項による

判定に従う意思がないことを表示しているとき以外るときであつて、次の各号のいずれにも該当するときに、行うことができる。 一 当該者の家族が当該判定を行うことを書面により承諾していること。 二 当該判定が行われる病院又は診療所において、厚生労働省令で定めるところにより、当該者の家族に対する当該判定及び当該臓器の摘出に關し必要な事項についての説明が不適切であつたこと、当該者に対するその家族による虐待が行われた疑いがあることその他の移植医療の適正を害するおそれのある事実として厚生労働省令で定める事実がない旨の確認がされていること。	あつたこと、当該者に対するその遺族による虐待が行われた疑いがあることその他の移植医療の適正を害するおそれのある事実として厚生労働省令で定める事実がない旨の確認がされていること。 第十條第一項中「第六條第二項」を「第六條第三項」に改める。 第十七條の次に次の一條を加える。 （移植医療に關する啓発等） 第十七條の二 国及び地方公共団体は、国民があらゆる機会を通じて移植医療に対する理解を深めることができるよう、移植術に使用されるための臓器を死亡した後に提供する意思の有無を運転免許証及び医療保険の被保険者証等に記載することができるとする等、移植医療に關する啓発及び知識の普及に必要な施策を講ずるものとする。	附 則 （施行期日） 1 この法律は、公布の日から起算して一年を経過した日から施行する。 （検討） 2 この法律による改正後の臓器の移植に關する法律（以下「新法」という。）による臓器の移植については、この法律の施行後三年を目途として、臓器の移植に關する国民の意識の変化を踏まえ、新法の施行の状況を勘案し、その全般について検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるべきものとする。
第六條第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同條第三項とし、同條第一項の次に次の一項を加える。 2 前項に規定する場合のほか、医師は、死亡した者がその死亡の当時十五歳未満である場合において、その生存中に前項に規定する意思がないことを表示しているとき以外るときであつて、次の各号のいずれにも該当するときは、この法律に基づき、移植術に使用されるための臓器を、死体から摘出することができる。 一 当該者の遺族が当該臓器の摘出について書面により承諾していること。 二 当該臓器の摘出が行われる病院又は診療所において、厚生労働省令で定めるところにより、当該者の遺族に対する当該臓器の摘出に關し必要な事項についての説明が不適切であつたこと、当該者に対するその遺族による虐待が行われた疑いがあることその他の移植医療の適正を害するおそれのある事実として厚生労働省令で定める事実がない旨の確認がされていること。	第二十一條第一項中「第六條第五項」を「第六條第七項」に改め、同條第二項中「第六條第六項」を「第六條第八項」に、「同條第五項」を「同條第七項」に改める。 附則第二條第三項中「第六條第二項」を「第六條第三項」に改める。 附則第四條第一項中「第六條第一項」の下に「及び第二項」を、「より表示している場合」の下に「（当該意思の表示が十五歳に達した日後においてなされた場合に限る。）」を加え、「同條第二項」を「同條第三項」に改める。 附則第十一條第一項中「第六條第二項」を「第六條第三項」に改める。	理 由 死亡した者がその死亡の当時十五歳未満である場合において、その生存中に臓器を移植術に使用されるために提供する意思がないことを表示しているとき以外るときであつて、当該者の遺族が当該臓器の摘出について書面により承諾し、かつ、当該臓器の摘出が行われる病院又は診療所において、当該者の遺族に対する当該臓器の摘出に關し必要な事項についての説明が不適切であつたこと等の事実がない旨の確認がされているときは、医師は、移植術に使用されるための臓器を死体から摘出することができることとともに、国及び地方公共団体は、移植医療に關する啓発及び知識の普及に必要な施策を講ずる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	
〒一〇五―八四四五 二番四号 独立行政法人国立印刷局	東京都港区虎ノ門二丁目
電 話	
03 (3587) 4294	
定 価	
(本体 三三〇円)	本号一部 三三〇円